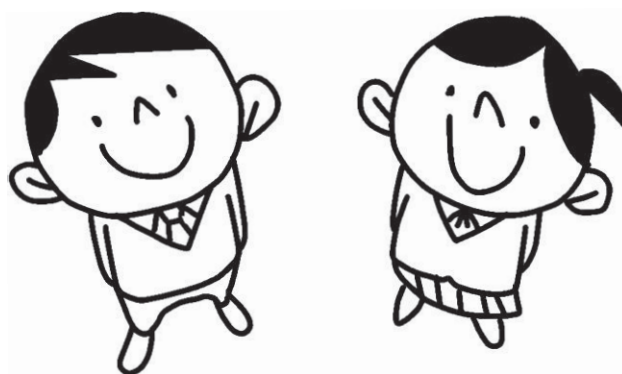


東久留米市第2次教育振興基本計画



平成31年1月

東久留米市教育委員会

はじめに

東久留米市教育委員会では、平成26年8月に、市の計画と教育委員会が定めた教育目標等に沿って市が目指す教育の実現に向け、平成30年度までに取り組む施策を示した「東久留米市教育振興基本計画」を策定しました。

その後、平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）が施行され、新たに総合教育会議が設けられました。そこで、市長と教育委員会が「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）」について協議し、5月に市長が「大綱」を策定したことにより、「大綱」と教育振興基本計画との整合性を図るため、平成27年11月に「東久留米市教育振興基本計画【改訂版】」を策定しました。

同計画の計画期間が平成30年度までであるため、東久留米市教育委員会ではこれまでの取り組みの成果及び課題を踏まえ、平成31年度から35（2023）年度までの5カ年を計画期間とする「東久留米市第2次教育振興基本計画」を策定します。

今後も市教育委員会では、学校、家庭、地域や各関係機関の方々と連携協力を図りながら、計画の着実な推進に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

平成31年1月

東久留米市教育委員会

<目 次>

第1章 「東久留米市第2次教育振興基本計画」の基本的な考え方	
1 「東久留米市第2次教育振興基本計画」策定の背景と目的	1
2 「東久留米市第2次教育振興基本計画」の位置付け	2
3 東久留米市教育委員会の教育目標	4
第2章 東久留米市の教育をめぐる現状と課題	
1 市の概要	5
2 「東久留米市第2次教育振興基本計画」の基本方針と基本施策	10
「東久留米市第2次教育振興基本計画」の施策体系図	12
第3章 基本施策と具体的施策	
I 人権尊重と健やかな心と体の育成～健全育成～	13
II 確かな学力の育成～学力向上～	19
III 信頼される学校づくり～教育環境の整備～	23
IV 生涯学習社会の構築～生涯学習～	29
〔オリンピック・パラリンピックの精神を生かした教育の充実〕	38
第4章 「東久留米市第2次教育振興基本計画」の実現に向けて	
「東久留米市第2次教育振興基本計画」の実現に向けて	40
資料編 ○東久留米市教育振興基本計画策定等委員会設置要綱	42
○東久留米市教育振興基本計画策定等に関する懇談会運営要領	43
○懇談会開催日程、懇談会委員名簿	44
○パブリックコメントの実施経過	44

※表記について

◎原則、広報で使用している「用字・用語ブック（第6版）」（時事通信社）によっています（同じページに算用数字と漢数字が使われている場合があります。例：一人ひとりなど）。

◎本文中では平仮名を使用しているも、一部の固有名詞は漢字を使用しています。

第1章「東久留米市第2次教育振興基本計画」の基本的な考え方

1 「東久留米市第2次教育振興基本計画」策定の背景と目的

国は教育再生の取り組みとして、平成18年12月に教育基本法を改正しました。この改正教育基本法第17条第1項では、国に「教育振興基本計画」を定めることを義務付け、また同条第2項では、地方公共団体に地域の実情に応じた同計画を定めることへの努力義務を課しています。これを受けて国は、平成20年7月に、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「教育振興基本計画」を策定し、平成25年6月に「第2期教育振興基本計画」を、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」を策定しました。

東久留米市教育委員会では、平成23年3月に策定された東久留米市第4次長期総合計画に掲げられた「子どもの未来と文化をはぐくむまち」の実現に向けてさまざまな教育施策に取り組んできました。併せて、東久留米市教育委員会教育目標により、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じて学び、支え合うことができる地域社会の実現を目指しています。

こうした状況の中、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、東久留米市における教育振興に関する基本的計画を定めることを目的として、平成26年8月に「東久留米市教育振興基本計画」を策定しました。さらに、単年度の事業計画を作成し、着実に事業を推進してきました。

平成27年4月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）が施行され、「総合教育会議」において市長と教育委員会が「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）」について協議し、5月に市長が「大綱」を策定しました。これを受けて、教育委員会では平成27年11月、東久留米市教育振興基本計画の改訂を行いました。しかし、現計画が平成30年度までの計画期間であるため、平成31年度から35（2023）年度までの5年間を計画期間とする新たな計画を策定します。

なお、策定に当たり、広く市民の意見を聴取するため、学識経験者、スポーツ・文化関係者、学校教育関係者、青少年育成関係者及び公募市民等を委員とする懇談会を開催するとともに、パブリックコメントを実施しました。

教育基本法〈抜粋〉

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律〈抜粋〉

（大綱の策定等）

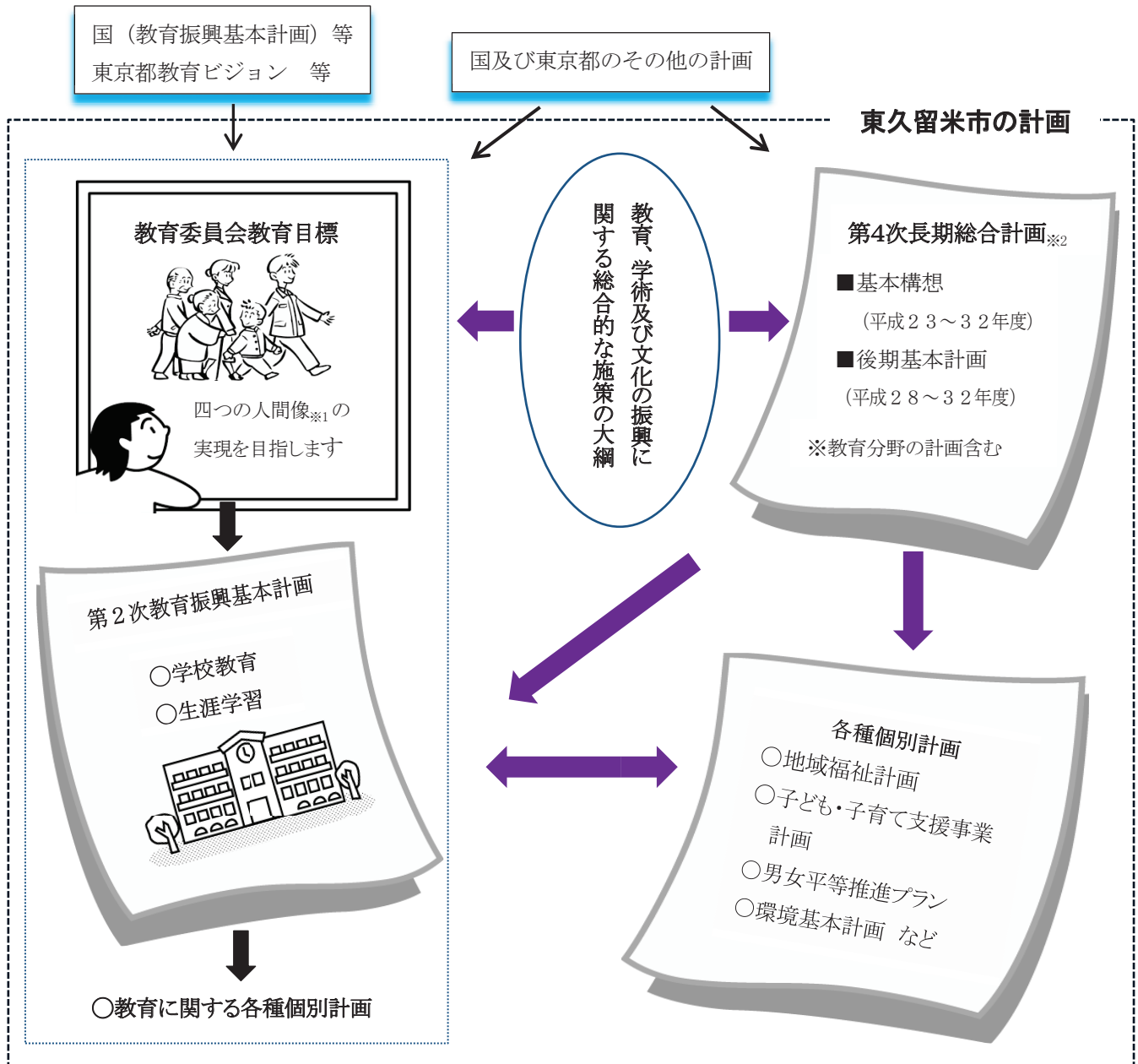
第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

2 「東久留米市第2次教育振興基本計画」の位置付け

(1) 計画の位置付け

この計画は、「大綱」及び東久留米市長期総合計画・基本構想を踏まえるとともに、東久留米市教育委員会が定めた「教育目標」の理念を踏まえて策定しています。また、地域福祉計画や子ども・子育て支援事業計画など他の各種個別計画との連携を図りつつ、東久留米市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けます。

については、学校教育や生涯学習に関する各種計画の策定や見直しに当たっては、今後「東久留米市第2次教育振興基本計画」を踏まえるものとします。



※1 四つの人間像とは「自ら学び、知を創造する人間」「豊かな心と人間性を高めていく人間」「たくましく成長する人間」「粘り強く行動し、実現する人間」のことで (p. 4 参照)。

※2 市の長期総合計画は第5次計画の策定に入ります。

(2) 計画期間

この計画は、東久留米市が将来を見据えて目指す教育の姿を明らかにし、その実現を図るべく、平成31年度から35（2023）年度までを計画期間として施策の方向性と取り組み施策を体系付け、明確にしたものとします。

(3) 今後の方針

この計画の期間中、国・東京都において新たな計画の策定や施策の見直しなどがあつた場合、及び本市の長期総合計画等の改定にあたり、必要に応じて見直しを行います。

3 東久留米市教育委員会の教育目標

東久留米市教育委員会では、教育行政の基本となる「教育目標」を策定しています。

この計画では、「教育目標」に掲げられた四つの人間像の育成を、東久留米市の教育の姿として位置づけています。

〔東久留米市教育委員会教育目標〕

教育は、生命と個人の尊厳を重んじ、公共の精神を尊び、平和で民主的な国家及び社会の形成者として豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期して行われるものです。あわせて、教育は、わが国の文化と伝統を継承し、新しい文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、国際社会に生きる日本人の育成を期して行うものです。

東久留米市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じて学び、支え合うことができる地域社会の実現を目指します。

教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立ちます。すべての市民が教育に参加することを目指し、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会などと連携して、以下に掲げる人間像の実現を図り、積極的に教育行政を推進していきます。

●自ら学び、知を創造する人間

学ぶことの楽しさを知り、基礎・基本を習得し、それをもとに発想力や創造力を伸ばし、知を創造できる人間を育てます。

そのため、積極的に学ぶ意欲を持ち自分で課題を見付け、主体的に判断し、自らを律して行動し、よりよく問題解決をすることのできる資質や能力等を含めた「確かな学力」を育成します。

●豊かな心と人間性を高めていく人間

人権尊重の理念を正しく理解し、一人一人の生命を守り、自然や環境を大切にする心を持つとともに、社会生活を送る上で必要とされる道徳心と社会に積極的に貢献しようとする意識を備えた人間を育てます。

そのため、自立心、公正さ、責任感や思いやりの心、礼儀、豊かな情操を育成します。

●たくましく成長する人間

人間として創造的な活動をするために健やかな身体を養い、たくましく成長し、充実した人生を送る人間を育てます。

そのため、生涯を通じて健全な食生活の習慣を身に付けるとともに、積極的にスポーツに親しみ、体力づくりに努める習慣や意欲、能力を育成します。

●粘り強く行動し、実現する人間

生涯を通じて常に自らが社会づくりの主体であるという自覚の下に、勇気、公共心を持ち、何事にも挑戦し、目標を実現する人間を育てます。

そのため、学んだことを生かす行動力や自己の能力を伸ばす努力を通して、自己実現を図る意欲や態度を育成します。

第2章 東久留米市の教育をめぐる現状と課題

1 市の概要

○地勢

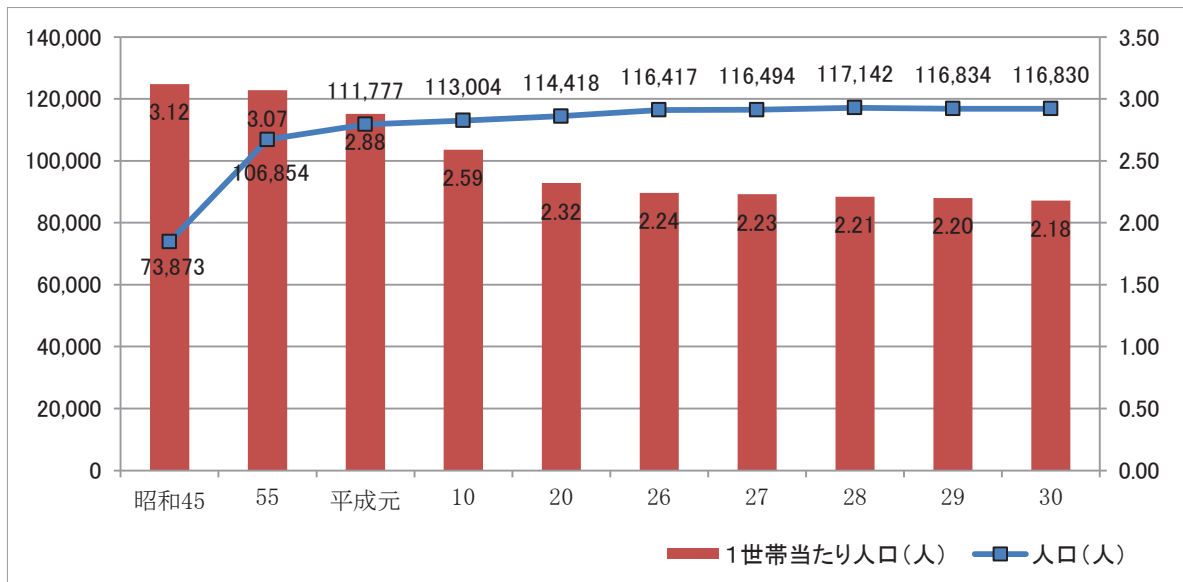
東久留米市は武蔵野台地のほぼ中央にあり、東京都心よりも約24kmの西北部にあり、北多摩の東北部に位置し、東西6.5km、南北3.5km、面積は12.88km²です。市の中央を黒目川・落合川が東流し、その他の小流も北東に流れています。地下水も豊富で、谷地には数カ所の湧（ゆう）水が見られます。昭和30年代後半からひばりが丘団地・東久留米団地・滝山団地・久留米西団地などが次々と建設され、人口は急激に増加しました。そして、昭和45年に東京都で22番目の市として「東久留米市」が誕生しました。

2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という）が開催されますが、東久留米市も市制50周年という節目の年を迎えます。

○人口と世帯

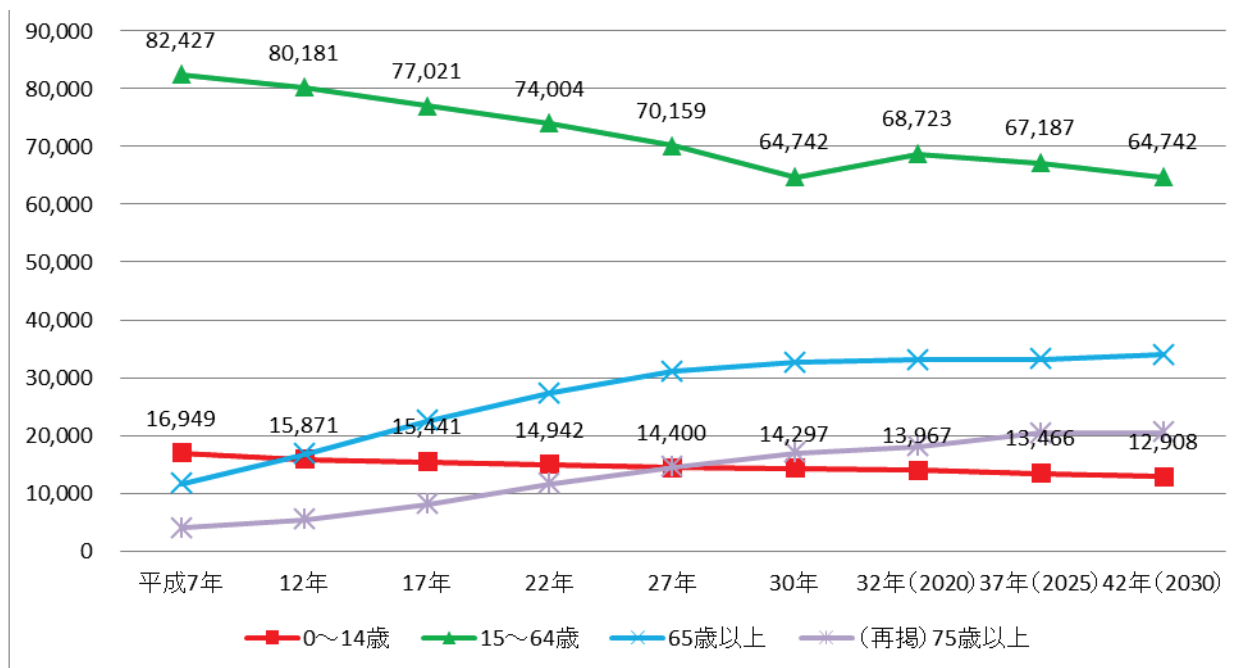
大規模団地が次々と建設された昭和30年代後半から人口は急激に増加し、市制施行された昭和45年には73,873人となりました。昭和51年に10万人を超え、昭和60年代からこれまで11万人台で推移し、「平成30年」は116,830人となっています。また、昭和45年に23,676世帯だった世帯数も、「平成30年」は53,708世帯へと増加しています。一方、一世帯当たり人口は昭和45年の3.12人に対し、「平成30年」では2.18人と減少しています（図1）。また、「平成30年」には75歳以上がさらに増えており、少子高齢化のますますの加速が予想されます（図2）。

<図1 東久留米市の人口と1世帯当たり人口の推移>



※各年1月1日現在、外国人住民または外国人世帯含む 資料:総務部情報管理課「統計東久留米」

<図2 東久留米市の年齢(4区分)別将来推計人口の推移>



※各年10月1日現在 資料:平成27年までは国勢調査、平成30年は市住民基本台帳、平成32年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」の推計値による

○学校教育～児童・生徒数の減少、子どもの個性を生かした教育環境の整備など

第1次教育振興基本計画策定後、少子化、高齢化、グローバル化、高度情報化などの社会環境の変化は地域社会や個人のライフスタイルにもさらに変化をもたらし、学校教育にもさまざまな影響が見られます。

東久留米市には市立小学校13校、市立中学校7校があり、平成30年5月1日現在、8,116人の児童・生徒が就学しています(表1・表2)。小学校の児童数は昭和54年度の13,063人、中学校の生徒数は昭和60年度の5,794人をピークに減少してきました。「教育人口等推計の概要 平成29年度」によると、今後も微減するものの、ほぼ横ばいで推移すると予想されています(図3・図4)。また、学級数についても小学校は昭和54年度の354学級、中学校は昭和60年度の144学級をピークに減少しています。このため、学校の適正規模及び適正配置について検討する必要があります。

また、聞こえにくさや言葉の出にくさがあることなどで、地域の小学校の通常学級に在籍して言語通級指導学級などに通って個別や小グループでの指導を受けるなどしている、特別な支援が必要な子どもが増えていることから、個々の子どものニーズや成長過程に合わせた支援が必要です(表1)。

<表1 平成30年度児童数及び学級数>

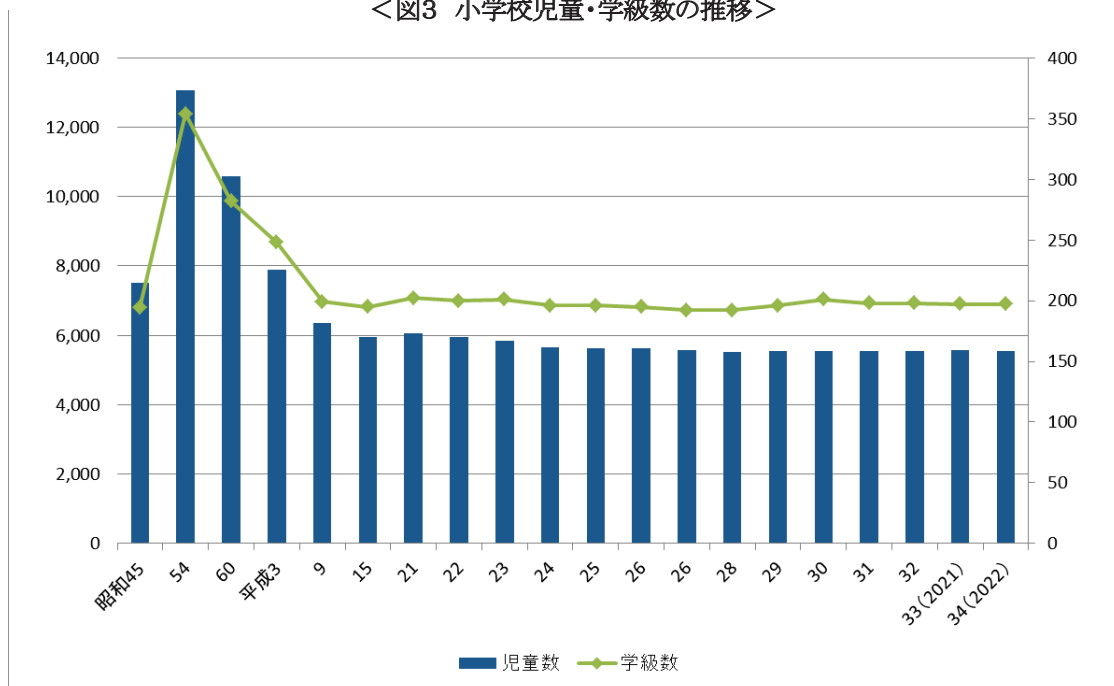
平成30年5月1日現在

小学校名	1年	学級	2年	学級	3年	学級	4年	学級	5年	学級	6年	学級	児童計	学級計
第一小学校	75	3	68	2	92	3	86	3	91	3	84	3	496	17
第二小学校	84	3	90	3	104	3	90	3	77	2	92	3	537	17
第三小学校	85	3	90	3	106	3	53	2	91	3	70	2	495	16
第五小学校	109	4	110	4	109	3	117	3	89	3	106	3	640	20
第六小学校	50	2	40	2	54	2	55	2	50	2	53	2	302	12
第七小学校	85	3	95	3	91	3	89	3	82	3	102	3	544	18
第九小学校	87	3	88	3	90	3	87	3	90	3	108	3	550	18
第十小学校	37	2	66	2	32	1	62	2	58	2	61	2	316	11
小山小学校	49	2	52	2	50	2	63	2	67	2	58	2	339	12
神宝小学校	47	2	50	2	48	2	49	2	55	2	45	2	294	12
南町小学校	78	3	81	3	79	2	68	2	87	3	73	2	466	15
本村小学校	60	2	56	2	49	2	50	2	62	2	66	2	343	12
下里小学校	10	1	22	1	15	1	26	1	23	1	19	1	115	6
合計	856	33	908	32	919	30	895	30	922	31	937	30	5,437	186

特別支援学級	1年	2年	3年	4年	5年	6年	児童計	学級計
三小すずかけ		2	3	1	2	3	13	2
七小しらゆり		3	1	8	5	6	29	4
神宝小わかば		2	1	3	1	0	8	1
神宝小なのはな		3	6	1	3	1	15	2
南町小ひまわり		2	2	3	7	0	14	2
南町小たけのこ		3	9	7	4	3	30	4
合計		15	22	23	22	13	109	15

※学籍のみの児童を除く。

<図3 小学校児童・学級数の推移>



(注) 図3及び図4について…各年5月1日現在 資料:平成30年度までは文部科学省「学校基本調査」、平成31年度以降は東京都「教育人口等推計の概要 平成29年度」の推計値

<表2 平成30年度生徒数及び学級数>

平成30年5月1日現在

中学校名	1年	学級	2年	学級	3年	学級	生徒計	学級計
久留米中学校	141	4	150	4	156	4	447	12
東中学校	61	2	87	3	85	3	233	8
西中学校	141	4	131	4	153	4	425	12
南中学校	138	4	141	4	139	4	418	12
大門中学校	92	3	113	3	90	3	295	9
下里中学校	96	3	129	4	143	4	368	11
中央中学校	112	3	117	3	117	3	346	9
合 計	781	23	868	25	883	25	2,532	73

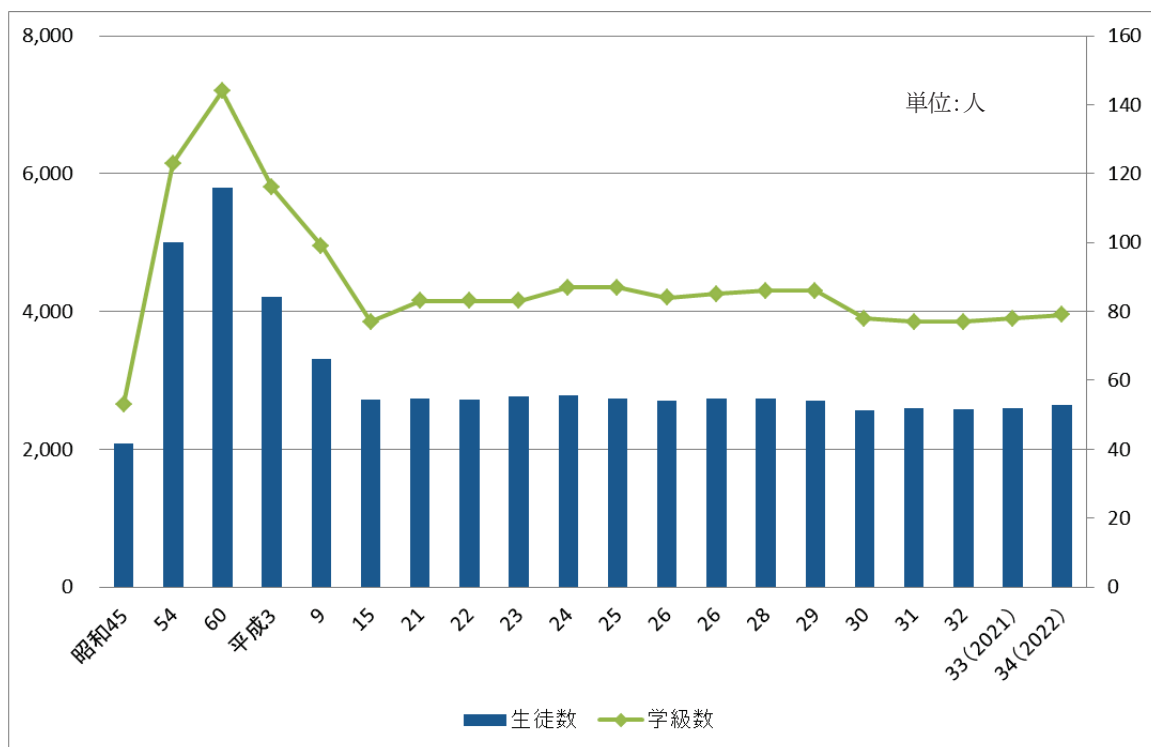
特別支援学級	1年	2年	3年	生徒計	学級計
東中学校9組		2	2	6	1
西中学校 I 組	4		7	16	2
中央中学校7組	5		4	16	2
合 計		11	13	38	5

情緒通級指導学級	1年	2年	3年	生徒計	学級計
東中けやき学級	13		11	34	4

難聴通級指導学級	1年	2年	3年	生徒数	学級計
久留米中こだま学級	5		4	11	1

※学籍のみの児童を除く。

<図4 中学校児童・学級数の推移>



○生涯学習について～「地域力」を高めていく施策が重要に

昨今の少子化、高齢化、核家族化などの社会環境の変化により、「地域」の存在が大きくなっています。学校教育分野においても、地域人材との連携により教育活動が充実してきており、また、生涯学習分野においても、子どもたちが体験を通して地域の方々と触れ合うことでコミュニケーション能力を高め、社会のルールを学んでいける取り組みなども活発に行っていく必要があります。

東京2020大会の開催を契機に、市民全体のスポーツに対する意識も高まっています。今後、特に、増加していく高齢者が地域での「スポーツ」に親しめる環境づくりや、スポーツ以外の「生涯学習活動」に取り組めるよう地域で行われる学びの機会を増やすなどし（表3）、健康を維持し、地域の課題解決に主体的に関わっていけるような取り組みが求められています。

<表3 市民大学短期コース参加者の推移>

	市民大学短期コース
平成27年度	388(296)人
平成28年度	292(240)人
平成29年度	307(149)人

※資料:社会教育のあらし 2016～2018

※市民大学短期コースのカッコ内は60歳以上の参加者数

※市民大学短期コース…市民が累積してきた学習成果を生かす場として、「市民講師」によるさまざまな分野の学習を行い、講座を通して市民の出会い・学び合い・支え合いの場、交流の場となることを目的とする事業を行っている。参加者数は前期と後期の合計人数。

2 「東久留米市第2次教育振興基本計画」の基本方針と基本施策

第2次計画では今後5年間の計画を立てるにあたり、これまで取り組み内容ごとに分けていた施策を一つにまとめたり、学校教育分野及び生涯学習分野のいずれにも関係する2020東京オリンピック・パラリンピックに関するものを抜き出して一つの柱にまとめるなど、構成上の変更をしています。

東久留米市教育委員会では、今後も「大綱」「教育目標」の理念を踏まえ具体的に教育施策を実現するため、次に掲げる四つの柱と、「オリンピック・パラリンピック教育の充実」の五つを計画の基本方針として取り組んでいきます。

I 人権尊重と健やかな心と体の育成～健全育成～

多様な人々がともに暮らす社会にあつては、人権尊重の理念を正しく理解し、生命を大切にし、社会生活の基本的ルール、善悪の判断や思いやりの心を身に付け、社会に貢献する精神を育(はぐく)むことが求められます。変化の激しいこれからの社会を生き抜くために、子どもたちに、確かな学力とともに豊かな人間性や健康・体力の知・徳・体の力をバランスよく身に付けさせることが大切です。

大きな社会問題となっている「いじめ」も解決しなければなりません。道徳教育の充実とともに防災活動などに取り組むことにより、お互いを支え合う心を育むことができます。

また、健全な心の発達・成長とともに健やかな体を育むためには、生涯を通してスポーツに親しむ習慣や意欲、体力づくりへの意識の向上が求められます。東京2020大会が開催されます。子どもたちに素晴らしい経験をさせるためにも、この貴重な機会を生かした教育を推進していかなければなりません。さらに、健康な体づくりには、食に関する教育も大切です。

[基本施策]

- 1 個性を認め合う教育の推進
- 2 規範意識や他人への思いやりなど豊かな心を育む教育の推進
- 3 いじめ問題への対応
- 4 生涯にわたって育む健やかな体づくり

II 確かな学力の育成～学力向上～

義務教育の目的は、社会に出て自立して生きていくために必要となる力を身に付けさせることです。子どもたちは、基礎的・基本的な知識や技能はもちろん、思考力、判断力、表現力や学ぶ意欲などを含めた幅広い学力を身に付けなければなりません。

また、社会のグローバル化に積極的に対応できる人間を育てることは、日本の発展にとって必要なことです。同時に、これからの東久留米の地域や産業を支え発展させる人間を育てていきます。

学習活動を支える学校図書館の整備も大切です。

[基本施策]

- 1 確かな学力の育成
- 2 日本人としての自覚と豊かな国際感覚をもつ人材の育成

Ⅲ 信頼される学校づくり～教育環境の整備～

「学校」は、保護者が安心して子どもたちを通わせることができる場所でなくてはなりません。そのためには、学校全体で子どもたちを健やかに育むことが大切です。さらに、地域の協力を得ることで教育活動を一層充実させていくことができます。

教員の資質や指導力の向上を図るとともに、特別な支援が必要な子どもたちへの指導の充実、安心して通学し学習できる学校施設の整備も必要です。

また、教科書採択や学校の適正規模・適正配置については、教育委員会において、保護者・市民への説明責任を果たしながら推進することが必要です。

〔基本施策〕

- 1 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
- 2 特別支援教育の充実
- 3 安全・安心な学校づくり
- 4 質の高い教育の基盤となる環境の整備

Ⅳ 生涯学習社会の構築～生涯学習～

生涯学習は少子高齢化の進む地域社会において、その活力の維持と発展にとって極めて大切です。学校で学んだことを「学校」だけで終わらせず、文化活動やスポーツ活動など、卒業しても学び続けることのできる環境づくりが、地域の文化の発展に寄与することになります。

市の第4次長期総合計画の基本目標である「子どもの未来と文化をはぐくむまち」の中の基本的な施策である「生涯学習の推進」に位置づけられている「生涯学習活動の充実」（「図書館サービスの充実」「文化財の保護・活用」「市民スポーツの振興」）を施策の基本とし、生涯学習社会の構築を目指します。とりわけ、「市民スポーツ」は東京2020大会への機運を醸成することにつながるため、一層の振興を図ります。

また、子ども家庭部と連携し、放課後の子どもたちの学習活動や体験活動を充実させていきます。

〔基本施策〕

- 1 生涯にわたる学習活動の充実
- 2 地域教育力の再構築と地域課題の解決
- 3 図書館サービスの充実
- 4 文化財の保護と活用
- 5 市民スポーツの振興

〔オリンピック・パラリンピックの精神を生かした教育の充実〕

【学校教育分野】

【生涯学習分野】

＜東久留米市第2次教育振興基本計画の施策体系図＞

I 人権尊重と健やかな心と体の育成～健全育成～	II 確かな学力の育成～学力向上～
<p>1 個性を認め合う教育の推進 p.13</p> <p>(1)人権尊重教育の充実 p.14</p> <p>①人権教育の推進</p> <p>②自己肯定感・自己有用感の醸成</p> <p>(2)不登校問題への対応 p.14</p> <p>2 規範意識や他人への思いやりなど豊かな心を育む教育の推進 p.15</p> <p>(1)道徳教育の充実 p.15</p> <p>3 いじめ問題への対応 p.16</p> <p>(1)いじめ問題への対応 p.16</p> <p>4 生涯にわたって育む健やかな体づくり p.17</p> <p>(1)体育・健康に関する教育の充実 p.17</p> <p>①体力向上に関する指導の充実</p> <p>②学校における食育の推進と学校給食の充実</p> <p>③心身の健康の保持増進に関する指導の充実</p>	<p>1 確かな学力の育成 p.19</p> <p>(1)知識及び技能の確実な習得 p.21</p> <p>①各種学力調査の活用</p> <p>②基礎的・基本的な学力の定着と学ぶ意欲の向上</p> <p>(2)思考力・判断力・表現力の育成 p.21</p> <p>①ICT機器活用等による多様な指導方法の工夫</p> <p>②小中連携による系統的な指導の推進</p> <p>(3)主体的に学習に取り組む態度の育成 p.21</p> <p>①家庭学習の積極的な展開</p> <p>②学校図書館の活用と充実</p> <p>2 日本人としての自覚と豊かな国際感覚をもつ人材の育成 p.22</p> <p>(1)グローバルに活躍できる人材の育成 p.22</p> <p>①伝統と文化の理解の推進</p> <p>②英語教育と国際理解教育の推進</p> <p>③言語活動の充実によるコミュニケーション能力の育成</p>
III 信頼される学校づくり～教育環境の整備～	IV 生涯学習社会の構築～生涯学習～
<p>1 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進 p.23</p> <p>(1)校長のリーダーシップの確立と組織としての機能強化 p.24</p> <p>①学校評価に基づく学校経営の継続的な改善</p> <p>②組織体としての学校機能の強化</p> <p>(2)これからの学校教育を担う教員の資質・能力の向上 p.24</p> <p>①教員の授業改善、指導力の向上の推進</p> <p>②教育センターの機能の充実</p> <p>2 特別支援教育の充実 p.25</p> <p>(1)特別支援教育の充実 p.25</p> <p>①個に応じた就学の推進</p> <p>②特別支援教育の充実</p> <p>③外国につながる児童・生徒の支援</p> <p>3 安全・安心な学校づくり p.26</p> <p>(1)地域や外部人材を生かした体験活動の充実 p.26</p> <p>(2)地域や保護者と連携した防災教育 p.27</p> <p>(3)通学路の安全対策 p.27</p> <p>4 質の高い教育の基盤となる環境の整備 p.27</p> <p>(1)着実かつ効果的な施設保全の実現 p.27</p> <p>(2)学校の適正規模・適正配置の実施 p.28</p>	<p>1 生涯にわたる学習活動の充実 p.29</p> <p>(1)学習・交流の機会の提供と環境の整備 p.29</p> <p>2 地域教育力の再構築と地域課題の解決 p.30</p> <p>(1)地域教育力の再構築と地域課題の解決 p.31</p> <p>(2)放課後子供教室の推進 p.31</p> <p>3 図書館サービスの充実 p.32</p> <p>(1)図書館サービスの充実 p.32</p> <p>①資料・情報提供の充実と学習支援</p> <p>②地域資料・行政資料の収集・保存</p> <p>③子ども読書活動の推進</p> <p>④効率的で持続可能な図書館運営の推進</p> <p>4 文化財の保護と活用 p.34</p> <p>(1)文化財の調査と保護の推進 p.35</p> <p>(2)文化財の活用と確実な伝承・継承の推進 p.35</p> <p>5 市民スポーツの振興 p.36</p> <p>(1)市民スポーツの振興 p.37</p> <p>①スポーツ事業の充実</p> <p>②スポーツ環境の整備</p>
<p>オリンピック・パラリンピックの精神を生かした教育の充実【学校教育分野】【生涯学習分野】 p.38</p>	

第3章 基本施策と具体的施策

I 人権尊重と健やかな心と体の育成～健全育成～

基本施策1 個性を認め合う教育の推進

国際化、情報化、高齢化等の進展に伴い、新たな人権問題が生じています。私たちの目指す、すべての人々の人権が尊重される自由で平等な社会を実現するためには、一人ひとりの人権意識そのものの高揚を図ることが不可欠です。

自分を大切にし、相手を認め、尊重する態度の育成に向けて、人権教育の推進は、ますます重要性を増しています。

【現状と課題】

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「東京都人権施策推進指針」に基づいて教育活動を進めてきました。

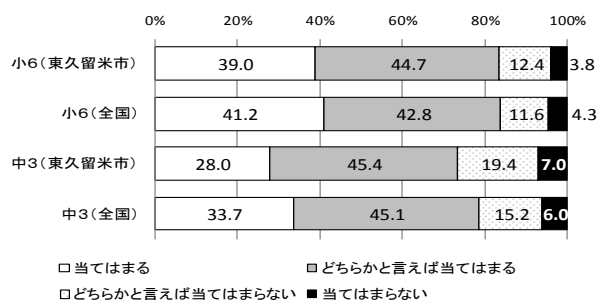
相手を尊重するためには、自分自身を認め、認められる経験をもつことが大切です。「自分には、よいところがあると思いますか。」という質問に対して、本市の小学校では83.7%の児童が肯定的に回答しています。しかし、中学校では73.4%と大幅に減少しており、全国と比較しても、低い状態です(図5)。

「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか。」という質問に対しては、当てはまると答えている割合が、小学校から中学校で40.5%から21.7%へと大きく減少しています(図6)。まず、学校の教員が積極的に児童・生徒を具体的な姿でほめ、認める態度を示すことで、向上が期待できます。

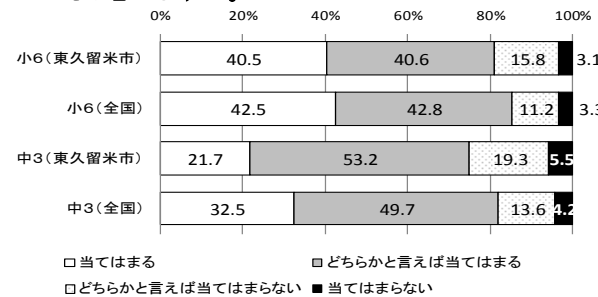
また、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか。」に対しては、中学校3年生で全国平均よりも1割以上下回っていることから、自信と意欲が低い傾向にあることが分かります(図7)。

子どもたちが自信とやる気をもって未来を切り拓(ひら)くために、自分を大切にするとともに、相手を認め、尊重する態度の育成が重要です。多くの子どもたちの、より「人の役に立つ人間になりたい。」という願いを受け、人との関わり合いを大切にしながら、その基盤となる人権尊重教育を一層推進する必要があります。

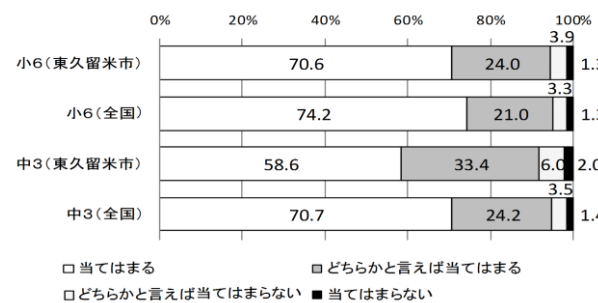
＜図5 自分には、よいところがあると思いますか。＞



＜図6 先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか。＞



＜図7 人の役に立つ人間になりたいと思いますか。＞

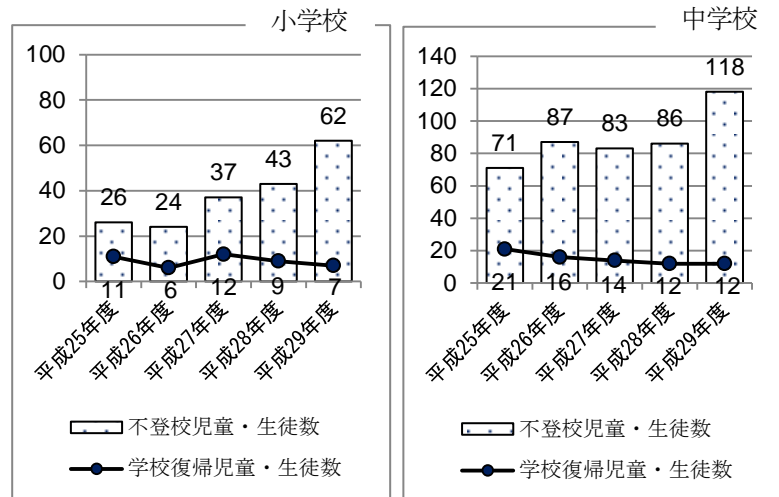


※平成30年度「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙調査

本市の不登校児童・生徒数は増加傾向にあります。平成29年度には小学校で62人、中学校で118人となっています。小学校段階から不登校の傾向があり、中学校でも改善されないままになっている児童・生徒が多くいることがわかります。学校への復帰率も高くありません（図8）。

校内で児童・生徒の悩みや困り感を受け止めることのできる教育相談体制を十分に整備し、改善を図ることが求められます。

<図8 本市の不登校児童・生徒の状況>



【施策の方向性】

(1) 人権尊重教育の充実

①人権教育の推進（指導室）

- 人権教育推進委員会を中心に、教員の人権感覚を高め、人権尊重の理念に基づいた教育を推進します。
- 子どもたちが人権課題の解決に向けた具体的な態度や行動へつなぐことができる人権感覚を身に付けるために、人権尊重推進月間（さわやか月間）の取り組みを推進します。

②自己肯定感・自己有用感の醸成（指導室）

- 家庭や地域、関係機関・団体が連携して子どもたちの健やかな成長を見守ることができるよう、学校を公開し、学習成果や表現活動を発表する機会を設けます。
- 自立的で、自分らしい生き方を実現するために、将来の社会生活に必要な能力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの個性を尊重し、子どもたちの「自己肯定感」「自己有用感」の育成を図ります。

(2) 不登校問題への対応（指導室）

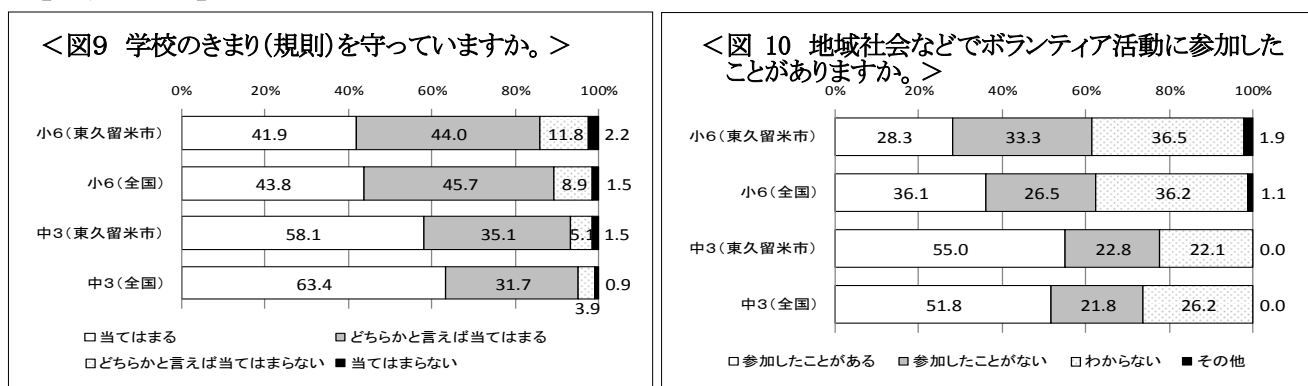
- 個別適応計画書に基づき、不登校の児童・生徒一人ひとりに寄り添った指導の充実を進めます。
- スクールカウンセラーを配置し、小学校5年生、中学校1年生全員の面接を実施します。
- 国・都・市の教育相談体制を紹介し、子どもたち自身の困り感に応じた教育相談体制の充実を図ります。

基本施策2 規範意識や他人への思いやりなど豊かな心を育む教育の推進

学校教育法では、「自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力」をもって、主体的に社会に参画する態度の育成が求められています。

家庭や学校、地域といったさまざまな「社会」の中で、互いを思いやり、周囲の人と豊かに関わり合いながら生きる行動の根幹となる規範意識を育てます。

【現状と課題】



※平成30年度「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙調査

本市の子どもたちは、「学校のきまり(規則)を守っていますか。」という問いに対して、ほとんどの子どもたちが肯定的な回答をしています(図9)。発達段階に応じて、規範意識は育ってきています。しかし、全国と比較すると、きまりやルールを守るといった、基本的な規範意識をさらに向上させていく必要があります。また、少数ではありますが、これらのきまりやルールについて「守っていない」としている子どもたちがいます。

「地域社会などでボランティア活動に参加したことがありますか。」に対する回答を見ると、小学校では28.3%の児童がボランティア活動に参加し、中学校では55.0%が参加しています(図10)。

子どもたちに集団の規範を大切に、多様な価値観を認めながら、他者と協調して活動することのできる規範意識を育むことが必要です。併せて、積極的に集団の一員として活動し、困っている人には手を差し伸べる姿勢を育てていく必要があります。

【施策の方向性】

(1) 道徳教育の充実 (指導室)

- 道徳的価値観を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実を進めます。
- 保護者・地域・関係諸機関と連携し、社会や家庭、学校でのルールを守ることの大切さを教え、必要に応じて毅然とした生活指導を進め、規範意識の醸成を図ります。

基本施策3 いじめ問題への対応

平成29年度には「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」に係る教育委員会、学校の役割や家庭に求めることについて改定しています。

「いじめ」は命と人格の尊厳に関わる問題です。いじめの未然防止、早期発見・早期対応を進め子どもたちの主体的な取り組みを支援します。

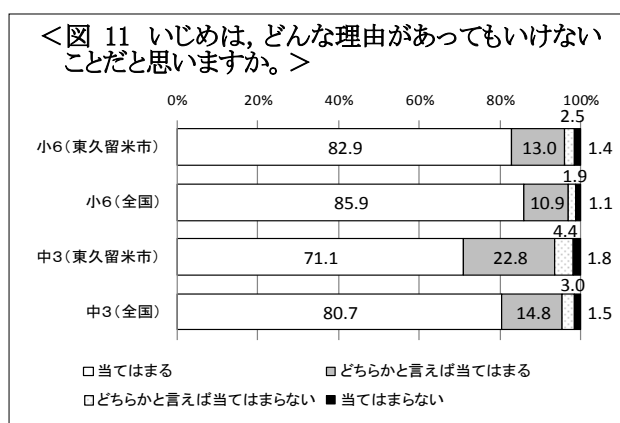
【現状と課題】

「いじめ問題に関する研究報告書」（平成26年2月 東京都教職員研修センター）によると、「いじめを見たり聞いたりしたときにどのような行動をとったのか」という問いに対し、「何もなかった」という回答が約半数でした。

いじめを防止するためには、子どもたちを取り巻く大人が、「いじめはどんな理由があってもゆるされない」という共通認識の下、子どもたちがいじめへの認識を深め、いじめに関する意識を変え、いじめ問題を主体的に解決しようとする態度を身に付けさせる必要があります。「いじめは、どんな理由があってもいけないことだ」とすべての子どもが明言できるまで、取り組みを継続しなければなりません。

同時に、どの子どもにも、安心して話したり相談したりできる大人との人間関係づくりが求められています。特に、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思います。」に当てはまると回答している本市中学校の生徒は、全国平均よりも9.6ポイント下回っています（図11）。

すべての子どもたちが楽しく、生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校、地域、保護者が手を取り合い、いじめの未然防止に向けて、子どもたちの主体的な取り組みを支援するなど、教育活動の改善を図ることが求められます。



※平成30年度「全国学力・学習状況調査」
児童生徒質問紙調査

【施策の方向性】

(1) いじめ問題への対応（指導室）

- 本市「いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、教育委員会、学校の役割を着実に果たし、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
- 全ての学校において、いじめ問題に対する子どもたちの主体的な取り組みを積極的に支援します。

基本施策4 生涯にわたって育む健やかな体づくり

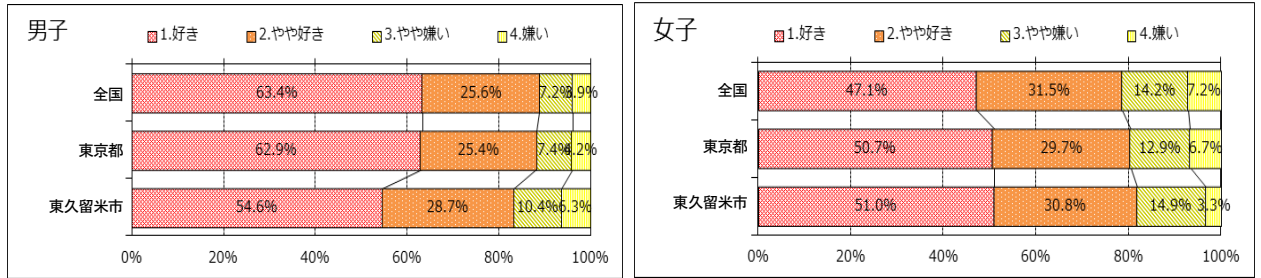
生涯を通じ、健やかな体を育成するために、適切な生活習慣や食習慣を身に付け、スポーツに親しみ、体力づくりに積極的に取り組む姿勢を育てる必要があります。

体育・健康教育を推進するとともに、偏りのない食生活や地場産農作物の活用など、食に関する教育を推進します。

【現状と課題】

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、「運動が好き」と答えている子どもは8割強です。(図12)。

＜図12 運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをすることは好きですか。＞



※「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書」(中学校3年生)

また、本市では、適切な生活習慣や食習慣の定着に向けて「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組みを進めてきました。その結果、86.4%の児童が毎朝、朝食をとるようになりました(図13)。

中学生になると、その割合が77.7%に低下しています。小学校では引き続き、中学校でも体づくりのために食育を一層進め、自覚的に偏りのない食生活にしていく姿勢を養う必要があります。

健やかな体作りに向けて、平成28年度から30年度までの3年間、市立下里小学校を「コオーディネーション・トレーニング地域拠点校」「アクティブライフ研究実践校」、市立久留米中学校を「スーパーアクティブスクール指定校」として研究を進めました。

今後はその成果を地域に還元し、適切な生活習慣や食習慣の定着を広げる必要があります。

【施策の方向性】

(1) 体育・健康に関する教育の充実

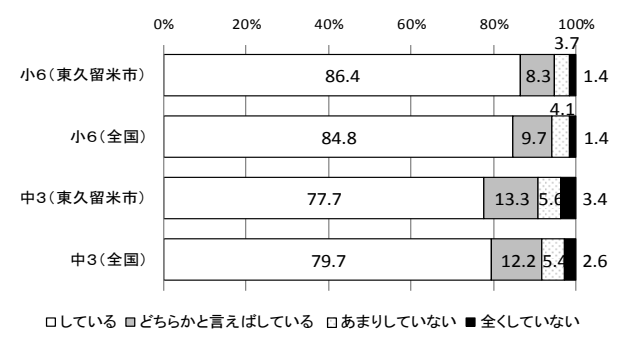
① 体力向上に関する指導の充実(指導室)

○小学校「体育」及び中学校「保健体育」の授業では、一人ひとりの子どもたちの実態に応じ、目標を定めて、体力づくりや基礎体力及び運動能力の向上を図る指導方法の工夫を進めます。

② 学校における食育の推進と学校給食の充実(学務課)

○学校ごとに作成している食育の指導計画に基づき、各教科における授業や給食時間等の特別活動の中で食育指導を行います。

＜図13 朝食を毎朝食べていますか。＞



※平成30年度「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙調査

- 学校給食への地場産農産物の活用を引き続き図ります。
- 「給食の安全・安心の継続」を目的として、引き続き、「東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画」に基づき、小学校給食の調理業務委託を推進します。
- ③心身の健康の保持増進に関する指導の充実（指導室）
 - 薬物乱用防止教室や禁煙キャラバン、SOSの出し方教育など、子どもたちの実態や発達段階に応じて、心身の健康の保持増進に関する指導の工夫を進めます。
 - 健康相談・保健指導を重視し、養護教諭を中心に健康相談事例の共有を進めます。

II 確かな学力の育成～学力向上～

基本施策1 確かな学力の育成

国は、確かな学力とは「知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの」としています。

子どもたちに、幅広い学力の基となる基礎的・基本的な知識や技能の着実な定着を図ります。また、主体的・対話的で深い学びを実現し、より高度な学びへと自ら向かう姿勢を育てます。 ※文部科学省ホームページ「新学習指導要領のねらいと[確かな学力]の育成について」より

【現状と課題】

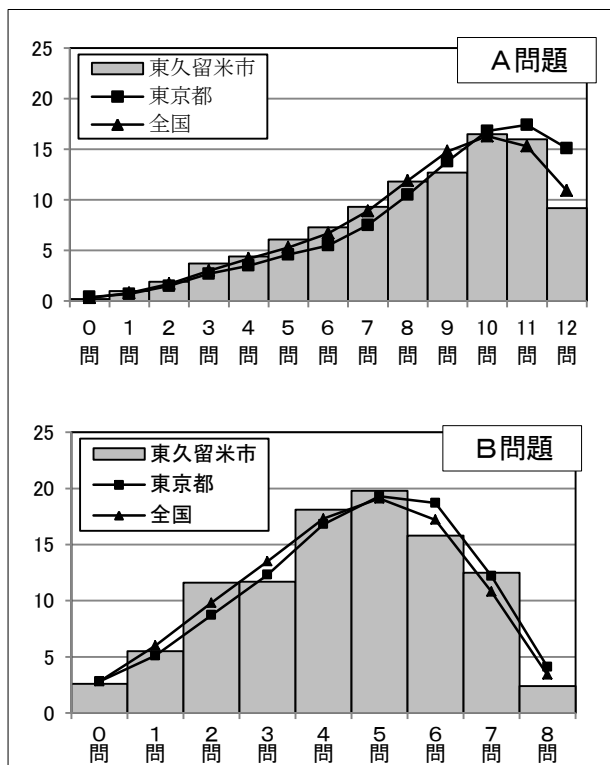
義務教育の目的は、個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことにあります（教育基本法第5条第2項）。

本市では、学力調査を、この義務教育の目的の学力面での達成状況を明らかにするために活用しています。そのため、(1)基礎的な学力の定着状況と、(2)児童・生徒の一人ひとりの学力の伸長の度合いを市全体及び学校ごとにまとめ公表し、また、この調査結果を、今後の教育活動の一層の改善・充実を図っていくための基礎資料としています。

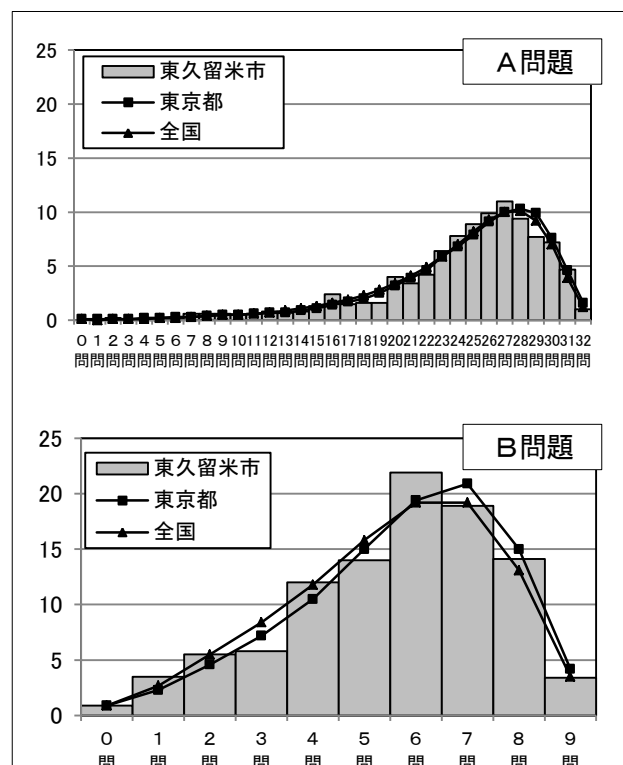
全国学力・学習状況調査は、A問題、B問題に分けて実施しています。Aが基礎的な知識を問う問題、Bは活用能力を問う問題が中心です。本市の学力の傾向を見ると、基礎的な知識を問う問題では正答数の多い層が厚いですが、活用を問う問題では、正答数が少ない層が厚くなっています。学力は全般に低い傾向にあり、底上げが必要とされています。

そこで、言葉の理解が不十分であると、国語の「読む力」だけでなく、他教科にも大きな影響を及ぼすことから、まず、語彙(ごい)の拡充や漢字の理解など、国語力向上への手立てが有効であると考えられます。(図14～17)

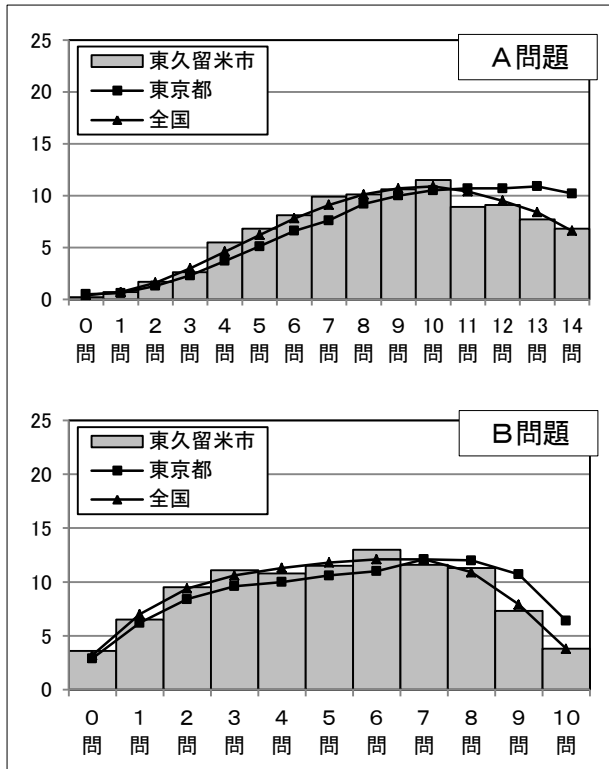
<図14 小学校国語>



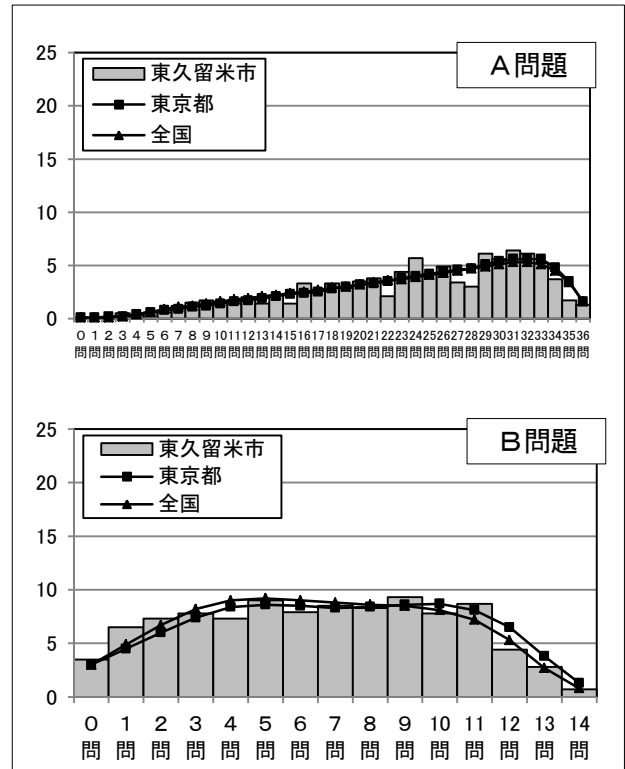
<図15 中学校国語>



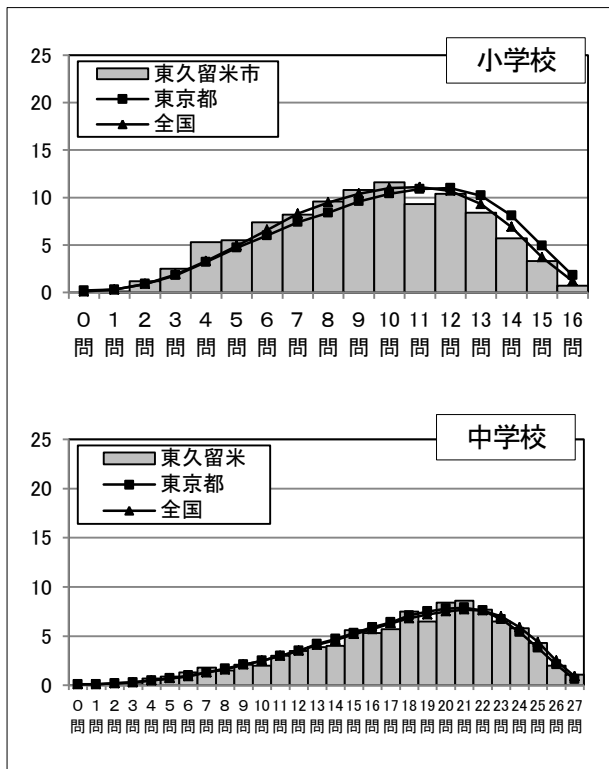
<図 16 小学校算数>



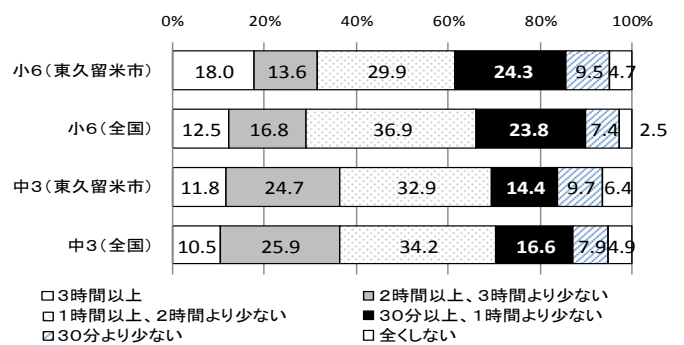
<図 17 中学校数学>



<図 18 理科>



<図 19 学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む）>



※平成 30 年度「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙調査

※平成 30 年度「全国学力・学習状況調査」

理科は、A問題、B問題に分かれていません。理科では平均正答数が低い層が全国よりも多くいます（図 18）。観察や実験などの活動の場面で、結果を整理したり分析したりして、学んだことを自分の言葉で他の児童・生徒に説明できるようにしていくことで、基礎的・基本的な知識の定着を図る必要があります。

本市の児童・生徒の学習状況を確認すると、長時間学習している児童・生徒がいる一方、日常的な学習習慣の定着が遅れている児童・生徒も多いことが分かります（図 19）。一人ひとりが自分の学習状況を理解し、主体的に学習に取り組めるように指導・支援していくことで、学力の向上が期待できます。

【施策の方向性】

（１）知識及び技能の確実な習得

①各種学力調査の活用（指導室）

○国や東京都、本市独自の学力調査の結果分析等により、各学校の学習指導の成果と課題を明確にして授業改善推進プランを作成し、基礎的・基本的な知識・技能を着実に習得できる授業への改善を図るとともに、分布や伸び率について、市全体とともに学校ごとの結果を公表します。

②基礎的・基本的な学力の定着と学ぶ意欲の向上（指導室）

- 習熟度別指導等により、反復学習や前の学年までの内容に立ち戻っての基礎・基本の学習を徹底します。
- 外部人材を活用し、基礎学力の補充の機会を充実させ、「やればできる」という達成感をもたせます。
- 理数教育を充実させ、論理や思考といった知的活動の基盤を育てます。
- 国語科を中心として、発達段階に応じて、日本語のもつリズム感や言葉の美しさを体感させるとともに、学習活動の中で日常的に話し合い活動を取り入れ、「話す能力」や「聞く能力」を培います。

（２）思考力・判断力・表現力の育成

①ICT機器活用等による多様な指導方法の工夫（指導室）

- ICT機器の活用を進め、子どもたちの学習への興味・関心を高めながら、分かりやすい授業や子どもたちの主体的・協働的な学び（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）を実現します。
- 一人ひとりの子どもたちの能力や特性に応じた「個別学習」や、子どもたちが教え合い学び合う「協働学習」など、多様な指導方法の工夫を進めます。

②小中連携による系統的な指導の推進（指導室）

- 小・中学校の教員が互いに学習指導面あるいは生活指導面での情報を共有する場を設け、相互の連携を強化します。
- 小・中学校の教員が、互いの授業の様子を参観し合う場を設け、系統的な学習指導のあり方の共有に努めます。

（３）主体的に学習に取り組む態度の育成

①家庭学習の積極的な展開（指導室）

- 家庭学習の習慣化を図るため、家庭学習の進め方や効果的な取り組みを学校間で共有します。
- 学校便りや保護者会、面談等で、各種学力調査の結果を周知し、子どもたち一人ひとりの学習における改善点を明らかにして、学習指導を進めます。

②学校図書館の活用と充実（指導室）

- より魅力的な学校図書館づくりに向け、全小・中学校に学校司書を配置します。
- 「東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づき、不読者層の解消に向けた取り組みを全校で推進します。

基本施策2 日本人としての自覚と豊かな国際感覚をもつ人材の育成

経済・産業・文化などあらゆる分野で国際化が進展している現在、世界に通用する実践的な英語力とともに豊かな国際感覚を醸成することが大切です。

子どもたちが日本の伝統や文化を大切にした上で、国際感覚を身に付け、日本人としての誇りとアイデンティティーを養う教育を進めます。

【現状と課題】

日本人として伝統や文化に触れる体験的な学習活動の実施を進めてきました。その内容は落語や狂言、柳久保小麦を使ったうどん打ち体験など、学校や地域の実態に応じて多岐に渡っています。今後はそれらの体験を地域や社会との関連の中に位置付け、次の興味・関心につなげ、個々の生活の中に生かされるようにする必要があります。

また、新学習指導要領の実施に向けて、小学校では段階的に英語活動・外国語活動の時間を増やし、使える生きた英語への転換を図ってきました。

国際社会で信頼関係を築くには、相手の言語を理解するだけでなく、自分の考えを積極的に伝え、相手の考えをきちんと理解しようとする姿勢が必要です。また、様々な分野にふれる中で、将来に向けて具体的な展望をもち、個として自立していることも求められます。

そのためには、日本の伝統や文化の理解と国際理解教育の双方を進めるとともに、話し合い活動等の言語活動を活性化して、コミュニケーション能力の向上をさらに進めることが求められます。(図20・21)。

【施策の方向性】

(1) グローバルに活躍できる人材の育成

① 伝統と文化の理解の推進 (指導室)

- 日本の伝統と文化に関わる学習内容を積極的に取り入れた授業を行います。
- 和太鼓や三味線、琴を用いた体験的な学習や地域の伝統・文化を守る方との交流を通して、自国や地域の伝統と文化の理解を図る活動を進めます。

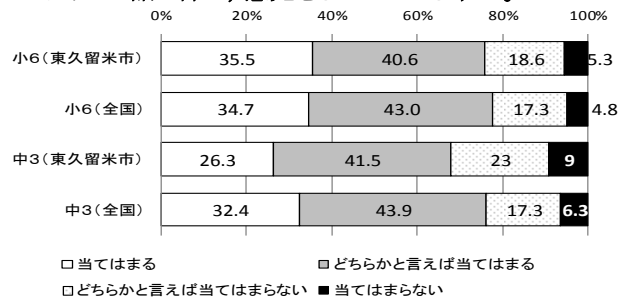
② 英語教育と国際理解教育の推進 (指導室)

- 全小・中学校にALT (外国語補助指導員) を配置し、児童・生徒が生きた英語に接し、異文化理解を促し、国際感覚を醸成する取り組みを積極的に推進します。
- 東京都が実施している英語科教員に対するさまざまな研修会を積極的に活用し、指導力の向上を図ります。

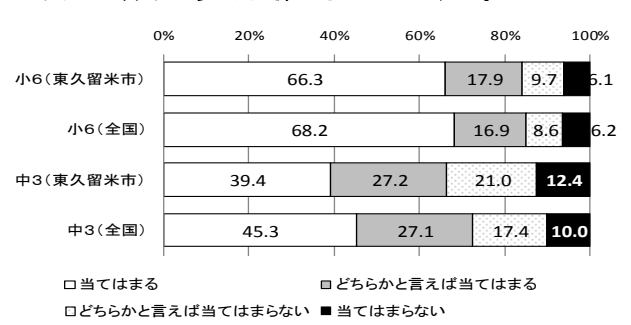
③ 言語活動の充実によるコミュニケーション能力の育成 (指導室)

- 言語活動を各教科等で取り入れ、コミュニケーション能力の育成を図ります。

<図20 学級会などの話し合いの活動で、自分とは異なる意見や少数意見のよさを生かしたり、折り合いをつけたりして話し合い、意見をまとめていますか。>



<図21 将来の夢や目標をもっていますか。>



※平成30年度「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙調査

Ⅲ 信頼される学校づくり～教育環境の整備～

基本施策1 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

信頼される学校づくりを進めるためには、子どもの心身の発達に応じ、各学校の設定する教育目標を実現するために、教育内容を組織的に配列したり、活動を評価・改善したりすることが大切です。また、必要に応じて、外部や地域の人材を活用することも有効です。

校長のリーダーシップが発揮され、学校が一丸となって充実した教育活動を行うことができるよう、カリキュラム・マネジメント^(※)を推進し、それを支える教員の指導力の向上を図ります。



※カリキュラム・マネジメントとは、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況の評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことです。(参考)「学習指導要領」(文部科学省 平成29年3月告示)

【現状と課題】

新学習指導要領が平成29年3月に告示され、カリキュラム・マネジメントの推進が求められていることが、繰り返し強調された結果、各学校の設定する教育目標を実現するために、教育内容を組織的に配列し、児童・生徒を意図的・計画的に育成する考え方が広がりつつあります。しかし、こうした動きをあまりしていない学校も一定程度存在しています。

また、PDCAサイクル^(※)の確立については、学校評価の実施時期と教育課程の編成時期の重なりがあることから、学校関係者や保護者による学校評価を十分に生かしていない学校があることが分かります。

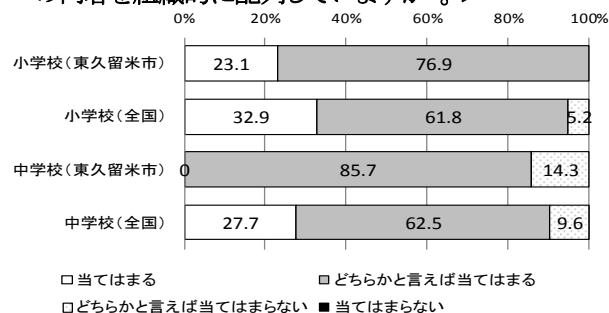
さらに、学校を取り巻くさまざまな教育課題に対応するために、教員の働き方を改革し、教員の心身の健康を保障しつつ、指導力の向上を図ることが必要とされています。

これらの課題に対応するため、校長の高い資質と強いリーダーシップが一層求められています。(図22・23)

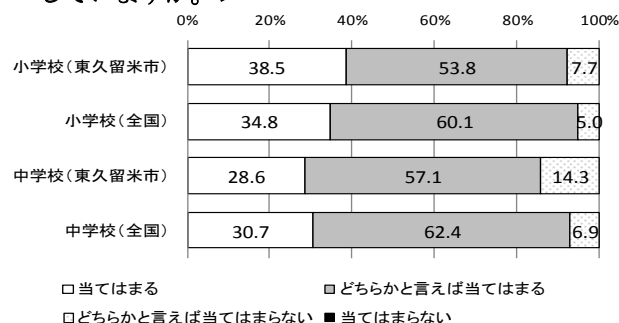
※学校教育におけるPDCAサイクルとは、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、授業や校務の改善を図ることです。(参考)文部科学省ホームページ



＜図22 指導計画の作成に当たっては、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育内容を組織的に配列していますか。＞



＜図23 生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立していますか。＞



※平成30年度「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙調査

【施策の方向性】

(1) 校長のリーダーシップの確立と組織としての機能強化

①学校評価に基づく学校経営の継続的な改善（指導室）

- 各種調査を活用した授業改善のサイクルを全校で確立します。
- 学校評価の結果と多面的な改善策を、学校便りや学校ホームページ等で保護者や地域に公表します。

②組織体としての学校機能の強化（指導室）

- 学校経営の支援機能の強化、分掌組織の改善や校務の効率化などの校務改善を推進します。
- 組織的な学校運営のあり方についての研修会を開催し、教員の意識改善を図ります。

(2) これからの学校教育を担う教員の資質・能力の向上

①教員の授業改善、指導力の向上の推進（指導室）

- 今日的な教育課題に対応した研修講座や、カリキュラム・マネジメントの視点をもつミドルリーダー育成に向けて、中堅教員一人ひとりの資質向上を目指す研修体制を整備します。
- 校務への活用状況を指針として、教員研修の内容を不断に見直します。
- 指定研究校制度を通じ、児童・生徒の指導方法の研究を支援します。

②教育センターの機能の充実（指導室）

- 多角的に児童・生徒、教員、保護者を支援するために、学校支援や教育相談、児童・生徒支援の各機能を整備・強化します。
- 教育相談員やスクールソーシャルワーカーが、児童・生徒の個々のケースに応じて迅速に対応します。

基本施策 2 特別支援教育の充実

一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな教育を推進するため、障害のある児童・生徒をはじめ、外国につながる児童・生徒など、支援を必要とするすべての子どもへ適切な対応を行う体制の整備を進めます。

【現状と課題】

児童・生徒の現状に応じた適切な就学を進めるため、就学支援委員会を設置し、市内の特別支援学級設置校の校長、副校長、特別支援学級担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭のほか、清瀬特別支援学校の教員や医師を交え、教育・医学・心理等の専門家が協議して判断を進めてきました。平成30年度から就学相談のあり方を見直し、より子ども本人のニーズや保護者の意向に寄り添い、迅速に対応できるようにしています。また、平成28年度から小学校で特別支援教室の開設を段階的に進め、平成31年度から中学校で特別支援教室の開設を予定しています。

本市においては、特に発達課題をもち、特別な支援を必要としている児童が急増しています。中学校

＜表4 特別支援学級開設状況＞

平成30年5月1日現在

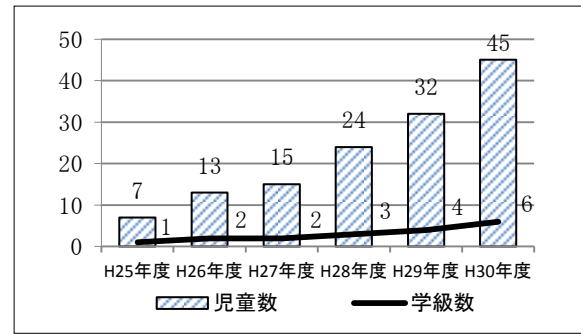
種別	学校名	人数	学級数
知的障害	第三小学校	13	2
	第七小学校	29	4
	神宝小学校	8	1
	南町小学校	14	2
	東中学校	6	1
	西中学校	16	2
	中央中学校	16	2
情緒障害 自閉症・	神宝小学校	15	4
	南町小学校	30	2
難聴・言語	第六小学校(聴)	8	1
	第六小学校(言)	21	2
	久留米中学校	11	1

でも、特別支援教室の開設に伴い、特別支援教育への理解が進む中で、同様の傾向が発生することが予想されています。そのため、情緒障害等発達障害がある児童・生徒に関わる教員の専門性をより高める必要があります（表4・5、図24）。

さらに、日本語を習得できていない外国につながる児童・生徒の転入が増えていることから、日本の学校教育や日常生活に必要な言語の習得を図るための支援が求められています。

<図 24 自閉症・情緒障害特別支援学級児童数及び学級数>

平成30年5月1日現在



<表5 小学校特別支援教室 通室児童数>

平成30年5月1日現在 単位:人

年度/学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
平成28	16	26	21	26	25	11	125
平成29	23	15	29	25	29	25	146
平成30	22	30	24	42	39	31	188

【施策の方向性】

（1）特別支援教育の充実

①個に応じた就学の推進（指導室）

- 就学支援シートや学校生活支援シートを活用し、未就学段階から中学校卒業まで一貫して見守る体制の整備を進めます。
- 小学校から中学校、在籍学級から特別支援学級などの円滑な接続を図るため、就学相談判定会を入級予定校で開催し、一人ひとりの学習指導の状況などについて共有を図ります。
- 「東久留米市特別支援教育推進計画」に基づき、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な指導・支援を充実させるとともに、保護者や地域の方へ、共生社会に向けた理解促進を行います。
- 保護者との連携により、障害のある子どもたちの登下校の安全体制を構築します。

②特別支援教育の充実（指導室）

- 特別支援教育に関わる教員の専門性を高めるため、関連する研修の充実を図ります。
- 特別支援学級、特別支援教室の児童・生徒数を踏まえ、増設について検討を進めます。

③外国につながる児童・生徒の支援（指導室）

- 日本語を習得できていない児童・生徒のための日本語指導を推進します。
- 外国人児童・生徒への支援にあたっては、民生児童委員や各種ボランティア団体との連携を図ります。

基本施策3 安全・安心な学校づくり

地域に生まれ、地域に育つ子どもたちにとって、地域の文化や伝統を学ぶ機会をもち、将来の東久留米市や自分自身のことを考える学習を進めることは大変意義深いことです。地域社会を愛し、地域の活性化に貢献できる人間を育成することが必要です。

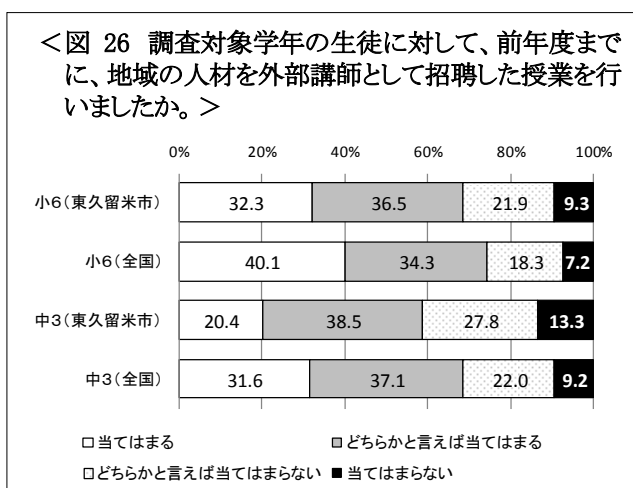
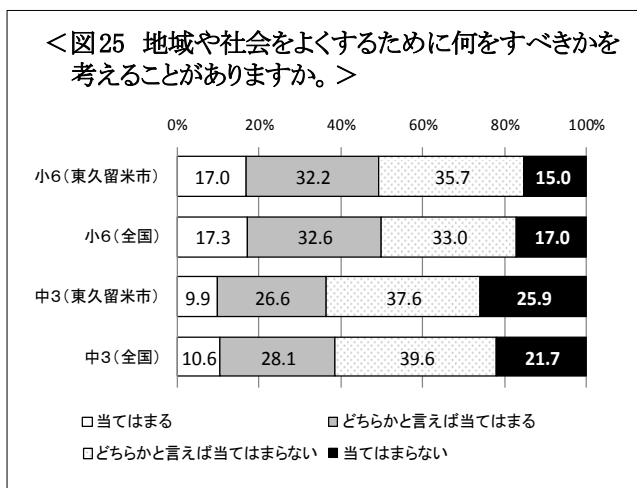
また、近年指摘されている大規模な自然災害の可能性に備えて、知識や技能を習得するだけでなく、社会参加や社会貢献の意識を高めるための防災教育を推進します。

【現状と課題】

東久留米市には美しい湧水をはじめ、豊かな自然が残されています。農地も多く、優れた農業技術で様々な野菜等を生産しています。歴史的な遺跡や文化財も数多くあります。これまで、こうした地域の特色を生かした体験活動を通して東久留米市の自然や産業、歴史や文化を学び、地域の良さを理解し、愛する心を育ててきました。しかし、地域の行事などへの参加数はまだ多くないのが現状です。

一方、将来予想されている大規模な自然災害に対して身を守るためには、地震や台風などのさまざまな自然災害について学び、危険性を理解し、危険を回避する行動をとれるようにすることが必要です。そのためには、地域の地理的条件を理解したり、消防署や地域住民と連携した防災訓練に積極的に取り組んだりする必要があります。東日本大震災では、小・中学生の活躍が、多くの幼児やお年寄りの助けになりました。本市の子どもたちにも、地域住民の一員としての意識をもたせ、主体的に社会に貢献しようとする精神を育成する必要があります。(図25・26)

子どもたちの安全確保のための環境整備も進め、通学路の点検・要望聴取、交通擁護員の配置を行っています。また、東京都の補助金を活用し、平成28年度から30年度にかけ、市内13校の小学校の通学路に1校あたり5台の防犯カメラを設置しました。



※平成30年度「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙調査

【施策の方向性】

(1) 地域や外部人材を生かした体験活動の充実(指導室)

- 市内全小・中学校で地域や外部人材を生かした体験的な学習活動を実施します。
- 地域の農業や伝統・文化に関する教育活動を進めます。

(2) 地域や保護者と連携した防災教育（指導室）

- 東京都教育委員会が発行する指導資料等を活用し、児童・生徒の防災意識を高めるとともに、災害等の発生時に自らの身を守り、他者の安全に貢献できる力を育む教育を推進します。
- 毎月実施する避難訓練の内容の充実を図るとともに、地域団体等と連携した防災訓練への児童・生徒の参加を奨励します。

(3) 通学路の安全対策

①通学路の安全のための環境整備（学務課）

- 子どもたちの安全な通学を確保するため、「東久留米市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路点検を実施し必要に応じた対策を講じていきます。

基本施策4 質の高い教育の基盤となる環境の整備

児童・生徒が安心して学ぶことのできる環境を整備するため、学校施設の日常的点検や維持補修、施設全体の大規模改修にも計画的に取り組みます。

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に基づき、小・中学校の適正規模・適正配置は、教育委員会において教育的な視点から検討し、保護者や地域の理解を得ながら進めていきます。

【現状と課題】

学校施設の現状を見ると、小・中学校の校舎棟及び体育館の耐震化が100%図られた一方で、施設の老朽化に伴う大規模改修については依然未実施の学校もあり、損耗やさまざまな機能低下を引き起こしています。また、生活様式の変化に伴うトイレの洋式化や近年の夏の猛暑対策として特別教室へ空調機を設置していくなど、良好な教育環境を整える必要があります（平成30年4月現在の洋式化率は44.0%、特別教室への空調設置率は53.1%）。

学校の適正規模・適正配置の現状を見ると、児童推計によると市全域の児童数はほぼ横ばいですが、地域を学区ごとに見ると増減に差が見られます。駅前のエリアや市の南部の児童数は増加傾向にある一方、市の東部及び西部エリアでは一部を除いて減少傾向にあります。平成28年2月、下里小学校は第十小学校に統合することを基本に適正化を検討するという内容で「東久留米市学校適正配置等に関する検討委員会報告書」を作成しました。これを受け、平成28年10月から、保護者及び地域住民等と地域懇談会を組織し、10回に渡る意見交換を経て、平成30年12月に「西部地域小学校再編成（下里小学校の閉校）に向けた実施計画」を策定しました。

【施策の方向性】

(1) 着実かつ効果的な施設保全の実現（教育総務課）

- 本市の公共施設の維持保全を具体的に推進するための実行計画である「施設整備プログラム（平成29年2月策定）」に基づき、建築部材の老朽化に対応（改修）することで、施設の安全性を確保します。
- 点検などによる危険箇所や不具合箇所の発見に努め、事故の未然防止を図るとともに、簡易修繕を行うなど、緊急度や危険度に配慮した早期の対応に努めます。
- 施設や設備の改善に向けては、過去の修繕履歴や将来の整備計画までの期間を勘案した実施に努め、教育を取り巻くさまざまな環境の変化に対応した取り組みを進めます。

(2) 学校の適正規模・適正配置の実施（学務課）

- 平成30年12月に策定した「西部地域小学校再編成（下里小学校の閉校）に向けた実施計画」を基に、学校長、保護者代表及び教育委員会職員で統合準備会を組織し、交流事業、統合後の通学路における安全及び児童の受け入れ等について検討し、円滑な統合に向けた準備に取り組みます。

IV 生涯学習社会の構築～生涯学習～

基本施策1 生涯にわたる学習活動の充実

「生涯学習センター」は、生涯学習の拠点として多くの市民に利用されているとともに、情報収集、提供、相談支援など各種事業の中心的な役割を果たしています。

今後も、生涯学習団体、NPO法人、指定管理者等と市民が連携し、それを市が応援していく体制づくりを進めていきます。

【現状と課題】

市民の学習活動の現状については、一人ひとりの積極的な学習活動の促進が期待される一方、市が行った「平成30年度施策成果アンケート調査報告書」では、日ごろの生涯学習活動に取り組んでいる市民の割合が低い状況があります（表6）。

内閣府が平成27年12月に実施した「生涯学習に関する世論調査」によると、この1年間に生涯学習をしたか調査したところ「健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳）」が最も多く、次に「趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動等）」ですが、ともに前回の調査と比較して割合が低下しています。

本市においても同様の状況が考えられることから、今後、広く振興を図っていく必要があります。

<表6 日ごろの生涯学習活動の取り組み頻度>

	全体	ほぼ毎日	週1回程度	月1回程度	ほとんどない	不明
全体	832人 100.0%	85人 10.2%	128人 15.4%	140人 16.8%	470人 56.5%	9人 1.1%

※企画経営室行政管理課「平成30年度施策成果アンケート調査報告書」参考

地域や生活の課題を解決するための学習事業等を行い、その成果を地域で生かしていくことを目的として行っている市民大学等の事業については、今後も継続していきます。

学習や文化・芸術活動に取り組んでいる指導者については、既存の市民活動団体における役員等の高年齢化や硬直化といった事情を抱え、活性化が図られていない状況もあります。

【施策の方向性】

（1）学習・交流の機会の提供と環境の整備（生涯学習課）

- 市民の学習活動の振興を図るためには、関連情報の収集・提供、相談機会の提供を充実させることが必要であり、市ホームページ等を活用し、各種情報を提供するとともに、生涯学習事業を一括掲載した年間（年度）カレンダーを発行します。
- すべての市民がいつでも、どこでも学習機会を持てるような仕組みづくりをしていく必要があります。同時に、団体や市民が連携し、行政が支援協働する体制づくりを推進することも必要であり、市民活動団体への支援を継続するとともに、連携を促進します。
- 市民の生涯学習活動の拠点である生涯学習センターについては、施設の長寿命化と安全性確保のため改修工事等を実施し、施設の老朽化対策に努めます。運営については、指定管理者の活用を図り、利用しやすい施設づくりのための方策を協議していきます。また、指定管理者制度の特性を生かした独自の知見等による市民の自主的活動のサポートや良質なホール事業、講座事業の提供を行っていくとともに、民間のノウハウを生かした施設の管理を継続します。

基本施策2 地域教育力の再構築と地域課題の解決

地域における生涯学習を推進するためには市民同士が学び合い、教え合う相互学習が活発に行われるような環境を醸成する必要があります。そのためには、多様な学習活動を通じて市民の自立に向けた意識を高め、学習の成果を地域づくりの実践に結び付けていきます。

子どもたちが学習活動をはじめさまざまな文化活動、スポーツ活動、芸術活動、伝統文化活動に参加することにより、心身ともに豊かに成長する一助になることを目指すとともに、放課後の子どもたちの活動をより充実させるため、「放課後子供教室」を整備拡大していきます。

【現状と課題】

社会を取り巻く環境の変化や価値観の多様化によって、人と人との関わりや連帯意識の希薄化が進行しています。本市においても、生涯学習団体の高齢化や核家族化による地域コミュニティへの関心が薄れ市の事業を通じて始めた生涯学習活動への参加についても、参加なしとしている市民の割合が非常に多いのが現状です（表7）。

生涯学習の推進を図るためには市民活動団体等と市が協働して地域の課題解決に取り組むことが求められており、そのためには市民協働活動についての情報提供、活動の担い手の育成の場が必要とされています（表8）。

＜表7 市の事業を通じて始めた生涯学習の有無＞

	全 体	参加あり	参加なし	不 明
全 体	832人 100.0%	94人 11.3%	729人 87.6%	9人 1.1%

※企画経営室行政管理課「平成30年度施策成果アンケート調査報告書」参考

＜表8 協働の推進に必要なこと＞

	全 体	活動について の情報提供	活動に関する支援相 談・助言など支援	活動の担い 手の育成	活動場所 の提供	その他	無回答
全 体	832人 100.0%	384人 46.2%	104人 12.5%	138人 16.6%	98人 11.8%	24人 2.9%	84人 10.1%

※企画経営室行政管理課「平成30年度施策成果アンケート調査報告書」参考

地域教育力の再構築と地域課題を解決するためには、地域住民の自助、共助による必要がありますが、多くの市民がその必要性を理解しているものの、その参画の方法についての情報提供が十分でなく活動への参加方法がわからないということが課題となっています。

また、次世代を担う子どもが健やかに育つためには、学校、地域、家庭が相互に連携しながら、社会全体で子どもを育てる環境づくりの整備が必要です。そのためには、地域住民が積極的にコミュニティ活動に参加するとともに、地域活動をコーディネートし支援する人材育成が課題となっています。

平成12年から取り組んでいる市民大学中期コース（4カ月程度）は、地域や生活の課題を解決するための学習事業等を行い、その成果を地域でどう生かしていくのかを目的として行っています。毎年40人以上の市民が受講しており、その中の一つの成功例として「防災まちづくりの会・東久留米」が立ち上がり、市内ばかりでなく範囲を拡大し、充実

した活動を展開しています。また、防災についての講座を毎年開催し、市の防災計画についての講義のほか、防災施設の見学を行っています。平成29年度から開催曜日を土曜日に変更したことにより、若い自治会役員の参加も見られ、地域の防災意識の向上、防災活動に寄与しています。

平成27年9月から3校で開始した放課後子供教室は、平成29年度には6校、平成30年度には7校（第九小学校、小山小学校、南町小学校、第六小学校、第七小学校、本村小学校、第一小学校）と順次拡大しながら学童保育所との一体型として実施しています。

今後市内全校へと事業拡大をしていった場合に、現在の受託事業者では、人員の確保が困難となってくることが課題となっています。

【施策の方向性】

（１）地域教育力の再構築と地域課題の解決（生涯学習課）

- 家庭、地域、学校が連携できるような幅広い層の地域住民、団体等が参画し相互にネットワークを形成することにより、地域全体で子供たちの学びや成長を支える仕組みづくりの構築に努めます。
- 小・中学生を対象とした体験型事業を推進し、子どもたちの可能性を助長できるよう努めます。
- 広く市民に対しては、学びの成果を地域活動に生かせる仕組みや地域課題を自ら、または市と協働して解決するための取り組みとして、市民大学事業の拡充に努めるとともに、受講生（卒業生）らによる自立した地域活動が生まれるよう支援します。
- 社会教育の担い手として期待できる人材の発掘を行うとともに、市民の相互学習体制を整備するために、社会教育関係団体への支援を継続していきます。

（２）放課後子供教室の推進（生涯学習課）

- 放課後子供教室の全校実施に向けては、国の「新・放課後子ども総合プラン」において、平成35（2023）年度までに全校実施を目指すべきとされています。本市においては、さまざまな運営方法を調査・研究し、より早期に全校実施が実現できるよう目指します。
 - 市内小学校には、既に「学童保育所」が設置されています。学校ごとに協議会を設け、学童保育所の職員、コーディネーターが連携し、一体的な事業ができるように定期的な打ち合わせの場を設けます。
 - 放課後子供教室の実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を各学校と協議し、促進していきます。
 - 放課後子供教室の運営には、教育委員会と子ども家庭部との連携が必要になることから、放課後子供教室運営委員会に子ども家庭部の職員にも参加してもらい、学童保育所を含めた連携を図ります。
 - 特別な配慮を必要とする児童への対応については、児童が安全に過ごせるよう、調査・研究をしていきます。
 - 地域の方々の積極的な参加・協力を得ながら、放課後子供教室の充実に努めます。
- ※上記の項目は「新・放課後子ども総合プラン」において、市町村行動計画等に盛り込むべき内容を示したものである。

基本施策3 図書館サービスの充実

図書館は「地域を支える図書館」を基本理念とし、市民の課題解決に役立ち、市政やまちづくりを支援する、生涯学習の拠点として充実を図ります。

また、まちの歴史や文化を次代に継承するため、東久留米に関する資料の収集・保存を継続していきます。

【現状と課題】

図書館の蔵書については、収集方針に基づき資料を収集していますが、収容スペースの不足と蔵書数の不足が続いており、施設の老朽化も進んでいます。

市民の情報拠点として図書館が機能するためには、多様化する市民ニーズに応え、多様な人々がサービスを楽しむことができるよう、蔵書を充実させるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備を行う必要があります。

また、図書館では、東久留米の歴史や文化に関する資料やまちの情報を、継続して収集、整理、保存していますが、地域資料や行政資料は、市がまちの歴史として永続的に管理していく必要があるため、今後も市が直接担っていきます。

さらに、自由で自主的な子どもの読書活動を保障するための読書環境の整備を目指して、「東久留米市子ども読書活動推進計画」（平成19年3月）、「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画」（平成26年4月）を策定し、取り組みを行ってきました。今後は、「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」を策定のうへ、計画を推進していきます。

なお、教育委員会は「今後の東久留米市立図書館の運営方針」（平成29年1月）として、これまでの基本方針を継承した今後目指すべき図書館像を掲げ、その実現のための図書館運営方針を決定しました。平成33年度からの新たな図書館運営に向け、その準備期間において、中央図書館の指定管理者による管理及び市が行う図書館運営や直営事業体制の検討を行うとともに、目指す図書館像の具体化を進めていく必要があります。また、図書館行政を推進する、専門性を持った人材の育成にも努めていきます。

【施策の方向性】

（1）図書館サービスの充実

①資料・情報提供の充実と学習支援(図書館)

- 「地域を支える図書館」を基本理念とし、市民の生活や学習に必要な資料・情報を提供し、地域の発展に役立つ活動を行います。
- 老朽化した施設の改修に伴い、蔵書スペースの確保、ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備に取り組みます。
- 情報化の進展や市民の学習ニーズの多様化に対応し、市民の生活や仕事に関する課題解決のための資料収集を継続して進めます。
- 図書館ボランティアや生涯学習の成果を活用する機会の提供など、市民が活動する図書館運営を行います。

＜表10 市立図書館の蔵書数及び利用状況＞

	蔵書数(冊)		貸出点数	リクエスト 件数	レファレンス 件数
		うち郷土資料			
20年度	419,997	5,490	967,842	128,075	1,385
21年度	429,998	5,861	915,610	133,202	1,278
22年度	437,839	6,157	914,639	136,083	1,071
23年度	445,443	6,472	867,154	139,250	2,233
24年度	454,725	7,336	852,472	142,912	1,928
25年度	449,545	8,979	880,765	112,852	2,232
26年度	457,353	9,786	917,812	167,571	3,231
27年度	464,399	10,383	898,901	168,390	2,408
28年度	471,271	11,063	848,050	161,676	2,098
29年度	473,482	11,667	842,103	160,612	2,537

※東久留米市教育委員会「社会教育のあらまし」

②地域資料・行政資料の収集・保存(図書館)

- 地域資料を網羅的に収集し、整理、保存するとともに、地域資料に関する事業や展示を継続して行います。
- 市が刊行した発行物である行政資料は関係所管と連携し、組織として体系的な収集と提供、データベース化を継続して行います。
- 市政施行50周年に向けた事業に対しては、資料提供を行うなど協力していきます。
- 文化財担当と連携を図り、歴史的公文書の保存を研究し、まちの歴史を保存する役割を推進します。
- 資料の収集、保存に適した環境整備を図ります。

③子ども読書活動の推進(図書館)

- 「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画」(平成26年4月策定)を検証し、「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」を策定の上、関係所管と連携して計画を推進します。
- 「子ども読書応援団」についても継続して実施し、その活動をサポートします。
- 子どもたちの図書館利用を促すために、はたらきかけを進めます。
- 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもの読書や学習支援に向けて、ICTの活用等、環境を整備します。

④効率的で持続可能な図書館運営の推進(図書館)

- 「今後の東久留米市立図書館の運営方針」に掲げる新たな図書館像実現のため、現行の運営下で図書館サービスの向上を図るとともに、実効性のある運営体制構築に向け、今後も準備を進めていきます。

基本施策 4 文化財の保護と活用

市内には、東京都指定文化財の指定を受けた史跡や、無形民俗文化財の指定を受けた郷土芸能などが多数あります。しかし、都市化や価値観の多様化などから文化財の保存環境が変化し、維持や保存・継承が年々難しくなっています。文化財に対する保護意識の醸成のため、市民への啓発や事業を充実させるとともに、伝統文化を継承する人材の育成や体制づくりを推進していきます。

【現状と課題】

これまで市内では多くの貴重な文化財が確認されています（表 11）。本市は都心近郊の住宅都市として発展し、昭和 30 年代後半から人口が急増したため、宅地等の開発事業の増加により、文化財を取り巻く環境が変化し、保護が難しい状況となりました。その後、教育委員会は昭和 54 年に市内全域の遺跡（埋蔵文化財）分布調査を実施し、各遺跡の発掘・確認・試掘調査を行い、遺跡包蔵地を把握しました。各種調査によって採取・整理した出土品は、市文化財保護審議会で指定文化財に指定するなどの保護を推進するとともに、遺跡の調査報告書や各種資料集として刊行しています。しかし、集中的な保存施設が無く、スペースが十分でない上に、施設の老朽化が著しく進行しています。

<表11 市内文化財に関する各種データ>

種 類	内 容	件(点)数
市内確認文化財		8, 123点
市指定無形民俗文化財	獅子舞、お囃子など	5件
市指定有形民俗文化財	庚申塔、地藏菩薩など	30件
市指定有形文化財	遺跡出土品、板碑など	20件
市指定史跡	碑、墓所、塚など	5件
市指定旧跡	学校跡など	5件
市指定天然記念物	カヤの樹	1件
都指定史跡	大名墓所、遺跡	3件
国登録文化財	旧家建造物	7件
文化財資料集	寺社編、板碑編など	16件
遺跡調査報告書	遺跡調査報告書	41件
自然資料	市の野鳥、野草など	5件
その他の資料集	市史、写真集、マップなど	9件
文化財展示・保存施設	郷土資料室、遺跡館など	9施設

※教育部生涯学習課の各種資料

また、文化財の調査と保護は関係法令に則り行われているものの、公開・活用の機会と情報提供の取り組みが十分でない現状があり、本市が誇る南沢獅子舞やお囃子などを不断の努力によって保存・継承している市民団体は、その構成員の高年齢化等により、団体によっては活性化や後継者育成の進展が難しくなっています。

なお、昭和 54 年に刊行した東久留米市史は、その後の編さんが行われていません。特に行政資料の収集や蓄積については、教育委員会内部だけで行えるものではなく、市長部局等の関係機関と連携・協力して公文書管理・保存に取り組んでいきます。

【施策の方向性】

(1) 文化財の調査と保護の推進(生涯学習課)

- 文化財の保護に当たっては、市民や宅地等開発事業者の責務は明確化されており、今後も市広報やホームページ等を活用した啓発に努めるとともに、文化財保護審議会や市民活動団体と協力・連携し、文化財保護行政の充実を図ります。
- 近代建築や近代遺産といった新たな文化財についても、その価値の認識に努め、指定等の検討を行います。
- 遺跡については、宅地造成等の開発や個人住宅の建替え等に際し、適切な状況把握を行い試掘・立会調査、保護調整を遂行するとともに、引き続き開発事業者等関係者に文化財保護への理解と協力を求め、また調査報告書等の資料集を刊行し、貴重な文化財を後世に残していきます。
- 文化財を取り巻く周辺環境は、歴史的景観と一体を成す文化財の価値や魅力が損なわれることのないよう保全されるための適切な配慮が必要であり、文化財保護に関する法令や市条例・規則等との整合性を図ることができるよう研究に努めます。
- 文化財展示・保存施設においては、市内に分散しているのが現状です。老朽化の著しい施設などの改善に努めます。

(2) 文化財の活用と確実な伝承・継承の推進(生涯学習課)

- 郷土愛の醸成は、価値観の多様化した現代において、ふるさと東久留米創生の根底を成すものです。小学校の学習指導要領においては「文化財や年中行事を理解し、地域の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦心を考える」ことも指導項目として取り上げられています。現状の公開・活用の推進事業が充実するよう、分かりやすく興味深い情報発信のための仕組みづくりを検討するとともに、文化財を活用した子どもたちや市民を対象とした講座の実施を推進します。
- 文化財の公開・活用を促進するため、郷土資料室等の文化財展示施設の充実を図るとともに、積極的なPRに努めます。
- 南沢獅子舞やお囃子など無形民俗文化財の継承のための支援を継続し、後世に伝えるとともに、各継承団体との連携、市民へのPRの支援に努めます。
- 市民による文化財ボランティア等の活動支援を行います。
- 図書館と連携を図り、歴史的公文書の保存等について研究するとともに東久留米市史編さんに向け、資料の準備等に努めます。

基本施策5 市民スポーツの振興

市民の誰もが気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康、体力の保持・増進や地域での交流を広げられるよう、きっかけづくりや機会の充実が求められています。

そのため、スポーツを安全・安心に行うことができるよう、各施設の適正な管理運営、指導員や団体の運営に携わる人材の確保・育成を推進します。

【現状と課題】

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々（おのおの）の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない、などとスポーツ基本法に謳（うた）われています。

また、スポーツには「行うスポーツ」「観るスポーツ」「支えるスポーツ」といった観点があり、それらが相互に連携することによって、達成感や爽快感、感動を得ることができるとともに、連帯意識の醸成、交流の促進、まちの活性化などに結びつくものと考えます。

本市における日常的なスポーツ活動について、「ほぼ毎日行っている」、「週数回程度行っている」と「月数回程度行っている」スポーツをする市民は合わせて半数以上にのぼるものの、行う習慣が「ある人」と「ない人」の二極化が生じている現状があります（表12）。

＜表12 スポーツを行う頻度＞

	全 体	ほぼ毎日行 っている	週数回程度 行っている	月数回程度 行っている	ほとんどない 行っていない	無回答
全 体	832人 100.0%	148人 17.8%	233人 28.0%	160人 19.2%	290人 34.9%	1人 0.1%

※企画経営室行政管理課「平成30年度施策成果アンケート調査報告書」参考

また、市民が気軽にスポーツを行うためには、施設や環境が整えられていることが必要ですが、「気軽にスポーツができる場がある」と感じている市民は、半数以下となっています（表13）。

＜表13 市内で気軽にスポーツができる場がある＞

	全 体	思 う	どちらかとい えばそう思う	どちらかとい えばそう思わ ない	そう思わない	無回答
全 体	832人 100.0%	87人 10.5%	279人 33.5%	323人 38.8%	121人 14.5%	22人 2.6%

※企画経営室行政管理課「平成30年度施策成果アンケート調査報告書」参考

スポーツ施設については、青少年センター（昭和48年に東京都住宅供給公社から譲渡された建物）は平成28年度に耐震化工事を実施したものの、老朽化が著しく進行しています。

また、テニスコート6カ所のうち2カ所、多目的運動広場全3カ所、ゲートボール場全4カ所が土地借り上げによる設置施設となっています。これらは老朽化に伴う維持管理や安全管理上の経費を要するとともに、借り上げについては安定的な場の確保が課題となっています。

施設の老朽化への対応については、東久留米市施策整備プログラムに基づき、施設の長寿命化と安全性確保のため、改修工事等を計画的に実施していきます。

【施策の方向性】

(1) 市民スポーツの振興

① スポーツ事業の充実（生涯学習課）

- 市ホームページなどを活用し、スポーツに関する各種情報の積極的な提供に努めるとともに、毎年開催している市民体力テストの結果を通じて、体力年齢の調査と自己啓発を促進します。
- 日常的なスポーツ活動は、自身の年齢や体力に応じて無理のないレベルで長く続けることが肝要であることから、取り組みやすく、心身への負担の少ないスポーツの種目を調査研究し、その奨励と普及に努めるとともに、市民の自主的な取り組みを促進するための各種教室事業や大会事業の充実に努め、スポーツを行う頻度の向上を図ります。
- 障害者スポーツの普及を図るための事業の取り組みを継続して実施します。
- 子どもたちに対しては、現行事業の東久留米市民駅伝大会や「高崎市はるな梅マラソン」の選手派遣（地域間交流）、スポーツ教室の実施などでスポーツに触れる機会を充実させます。
- スポーツ少年団における独自の団員体力テストを継続するよう働きかけ、体力の推移や傾向をデータとして蓄積します。

② スポーツ環境の整備（生涯学習課）

- 施設の適正な維持管理や長寿命化を促進するために、施設、設備の適正な日常点検とメンテナンス、早期修理、計画的修繕を実施します。
- スポーツをする場の充実のため、スポーツセンター周辺整備に関わる東京都との協議を進めていくなど、場の確保や施設の提供に努めていきます。
- 市民のスポーツ活動の拠点であるスポーツセンター指定管理者（現指定期間は平成33年／2021年3月末まで）の活用を図り、利用しやすい施設づくりのための方策を協議・検討します。
- 指定管理者制度を生かし、良質な自主事業の提供などのサービスを一層充実させるとともに、民間のノウハウを生かしながら、施設の安全で安定的な管理を促進します。
- スポーツ推進委員会のさらなる活性化を促し、市民スポーツ団体への支援を継続するとともに、連携を促進します。
- 市の東部地域に多様なスポーツに利用できる（仮称）上の原屋外運動施設を整備します。

【オリンピック・パラリンピックの精神を生かした教育の充実】

【学校教育分野】

「スポーツを通して心身を向上させ、文化・国籍などさまざまな違いを乗り越え、友情、連帯感、フェアプレーの精神をもって、平和でよりよい世界の実現に貢献すること」を目指すオリンピックの精神（オリンピズム）や、パラリンピックのもつ「勇気」「決断力」「平等」「鼓舞」といった価値は、学校教育の目指すところに相通ずるものです。

東京2020大会と、その後に児童・生徒の心に残るレガシーとして、「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」を育てます。

【現状と課題】

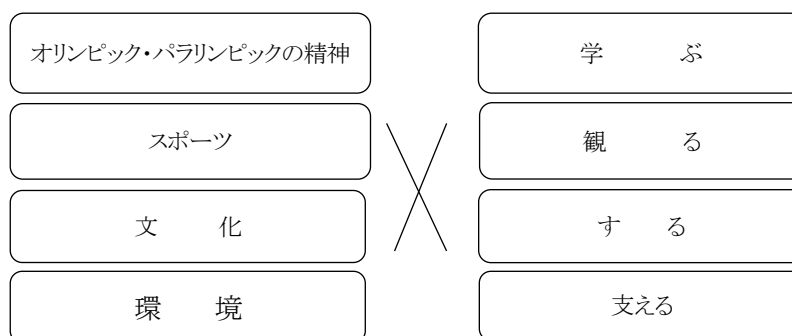
平成29年度より、全校がオリンピック・パラリンピック教育推進校としての取組を進め、オリンピック・パラリンピアン、体育実技指導の講師を招いて、オリンピック・パラリンピックの精神を学びました。年間計画を作成し、各教科等の指導において、オリンピック・パラリンピック教育の実践を進めています。

神宝小学校はパラリンピック競技応援校（車椅子バスケットボール）として、国際パラリンピック委員会公認教材「I'm POSSIBLE」の授業実践を公開し、その様子は全世界に配信されました。

【施策の方向性】（指導室）

- 学校ごとに児童・生徒に育てたい資質を明らかにして、「4×4の取組」に基づいて、多彩なオリンピック教育を計画的に進めます。
- オリンピック・パラリンピアンをはじめとしたスポーツ選手や競技に関わる方々の話を伺ったり、競技の体験や参観をしたりする機会を積極的に設けます。
- 東京2020大会に主体的かつ積極的に関わるよう児童・生徒に促します。

※「4×4の取組」とは、東京都教育委員会の提唱するオリンピック・パラリンピック教育の考え方です。



子どもたちに、「オリンピック・パラリンピックの精神」と、オリンピック・ムーブメントの3つの柱「スポーツ」、「文化」、「環境」を合わせた4つのテーマを設定し、「学ぶ（知る）」「観る」「する（体験・交流）」「支える」の4つのアクションを組み合わせた「4×4の取組」により、多彩な教育活動を展開していきます。

【生涯学習分野】

東京2020大会への機運醸成を高めるために、市民スポーツの振興や、さらなる施策が求められています。そのため、市民の間でオリンピック・パラリンピックへの機運を高めるための事業を、さまざまな機会を通じて展開していきます。

【現状と課題】

平成29年度は、スポーツセンター指定管理者が機運醸成のために、水泳バタフライ女子日本代表選手を招いた水泳教室やバレーボール男子元日本代表選手を招いたバレーボール教室を実施しました。

また、新たに東京都市長会からの補助金を利用し、武蔵村山市と共催でハンドボールフェスティバルを実施しました。日本代表選手が所属するチームによるエキシビジョンマッチやハンドボール教室、両市における小中学校の対抗戦を行いました。

2020年は、東京都でオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。今後、東京2020大会への機運を高めるためのさらなる施策や、市民スポーツの振興を通じた競技大会への機運醸成が求められています。

【施策の方向性】（生涯学習課）

- 東京2020大会開催への機運を高めるための事業を、補助金等を活用しながら、さまざまな機会を通じて展開していきます。
- スポーツセンター指定管理者のノウハウを生かし、オリンピック、パラリンピアンの方などと交流できるような事業を展開していきます。

第4章 「東久留米市第2次教育振興基本計画」の実現に向けて

1 市民や関係機関、庁内各部署との協力・連携

本計画を実効あるものとするために、教育委員会が中心となり、学校、保護者、市民が互いに役割を自覚しながら互いに連携し、協力していくことが必要です。

さらには、庁内の関係部署と一体となり、国や東京都などとも連携した取り組みを行います。

2 計画の進行管理及び点検・評価

本計画に掲載した各施策を推進するために、単年度の事業計画を策定します。

東久留米市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、単年度の事業計画の進捗状況や効果等の進行管理を毎年度行い「東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」にまとめ、その結果について市議会に提出するとともに、市民に公表し、説明責任を果たしていきます。

資 料 編

- 東久留米市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- 東久留米市教育振興基本計画策定に関する懇談会運営要領
- 懇談会開催日程、懇談会委員名簿
- パブリックコメントの実施経過

東久留米市教育振興基本計画策定等委員会設置要綱

(設 置)

第1 東久留米市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。）の策定等に必要事項を検討するため、東久留米市教育振興基本計画策定等委員会（以下「策定等委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 策定等委員会は、東久留米市の教育の現状や課題、今後の教育のあり方と具体的教育施策及びその他必要事項について検討し、教育委員会に報告する。

(組 織)

第3 策定等委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教育部長
- (2) 教育部参事
- (3) 教育部教育総務課長
- (4) 教育部学務課長
- (5) 教育部指導室主幹・統括指導主事
- (6) 教育部生涯学習課長
- (7) 教育部図書館長
- (8) その他教育委員会が必要と認めた者

(委員長等)

第4 策定等委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育部長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定等委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任 期)

第5 委員の任期は、この要綱の施行の日から教育委員会に検討結果を最終報告する日までとする。

(会 議)

第6 策定等委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 策定等委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 策定等委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見等を聴取することができる。

(専門部会)

第7 第2条の所掌事項について、より専門的に検討するため、策定等委員会の下に策定等委員会が適当と認める者で構成する専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会には部会長及び副部会長を置き、策定等委員会が指名する。
- 3 専門部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が出席できないときは、副部会長が議長となる。
- 4 専門部会は、必要に応じ、関係者の出席を求めて意見等を聴取することができる。

(意見の聴取等)

第8 策定等委員会は、教育振興基本計画の策定等にあたり、次に掲げる委員で構成する懇談会を開催し、意見等を聴取する。なお、懇談会の委員は教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) スポーツ関係 2人以内
- (3) 社会教育・文化財関係 3人以内

- (4) 図書館関係 1人以内
- (5) 東久留米市立小・中学校の代表 2人以内
- (6) 青少年の育成に関わる市民 1人以内
- (7) 公募により選出された市民 3人以内

(報 償)

第9 懇談会の委員のうち、前条第9号に掲げる者を除き、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

(報 告)

第10 策定等委員会は、必要に応じて教育委員会に検討経過を報告し、協議するものとする。

(庶 務)

第11 策定等委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、策定等委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成27年6月30日から施行する。

この訓令は、平成30年5月30日から施行する。

東久留米市教育振興基本計画策定等に関する懇談会運営要領

(設 置)

第1 東久留米市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。）の策定等に当たり、意見等を聴取するため、教育振興基本計画策定等に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組 織)

第2 懇談会は、東久留米市教育振興基本計画策定等委員会設置要綱（以下「策定等委員会設置要綱」という。）第8の規定による、委員13人以内をもって構成する。

(任 期)

第3 委員の任期は、策定等委員会設置要綱第2の規定による報告を完了するまでとする。

(座長及び副座長)

第4 懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によって選出する。

2 座長は議長となり会務を統括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5 懇談会は座長が召集する。

2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(傍 聴)

第6 懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

(庶 務)

第7 懇談会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年6月30日から施行する。

○懇談会開催日程

《第1回》平成30年8月23日（木）午前10時～11時30分、
市役所6階602会議室

《第2回》平成30年10月26日（金）午前9時15分～10時30分、
市役所7階703会議室

※議事録は市のホームページに掲載しています。

【懇談会委員名簿】

敬称略

選出基準	氏名
学識経験者〔座長〕	東京女子体育大学保健体育学科教授・前東京都教育庁教育監 出張 吉訓
スポーツ関係	東久留米市スポーツ推進委員 青木 澄雄 特定非営利活動法人東久留米市体育協会 岡野 正義
社会教育・文化財関係	東久留米市社会教育委員 栗田 仁美（～平成30年8月31日） 荻野 寛（平成30年9月1日～）
	東久留米市文化財保護審議会委員 奈良 忠寿
	特定非営利活動法人東久留米市文化協会 田端 六郎
図書館関係	東久留米市図書館協議会委員 佐藤 尚子
市立小・中学校代表	小学校長会会長 市立第二小学校長 赤羽根 智
	中学校長会会長 市立下里中学校長 山浦 桂子
青少年の育成に関わる市民	東久留米市青少年問題協議会委員 西中学校地区青少年健全育 成協議会会長 城道 文子
公募	鹿島 洋子
	関 身和子
	米橋 結太

○パブリックコメントの実施経過

《募集期間》平成30年12月1日（土）～12月20日（木）

《受付件数》2人（6件）

※ご意見及び市教育委員会の考え方については、市のホームページに掲載しています。

東久留米市第2次教育振興基本計画
発行／東久留米市教育委員会

〒 203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

Tel 042-470-7770

Fax 042-470-7811

E-Mail: kyoiku-somu@city.higashikurume.lg.jp

URL: <http://www.city.higashikurume.lg.jp/>